

石炭販売プールの成立とその経過

——一九二〇年代における三井物産石炭販売の特質について——

松 元 宏

はじめに

一 筑豊炭販売プールの成立

1 プール制成立に至る経緯

2 プール制契約の内容

二 プール制の実施

三 プール制の解散とその後

1 プール制の解散

2 解散後

四 プール制の意義

はじめに

一九二二年（大正元）一月から、三井物産の筑豊炭販売方法が変更された。従来、三井物産と一手委託販売契約を結んできた坑主たちのうち、貝島鉱業株式会社、麻生商店、それに三井合名会社鉱山部（一九二一年二月三井鉱山株式会社となる）を加えた三者と三井物産との間で「プール計算規約」が締結され、主に筑豊炭についていわゆる「プール制」販売が実施されたからである。プール制の実施によるプール計算は、以後九六年間継続し、一九一七年（大正六）一二

月で打切られた。一九一七年八月、貝島がプール制脱退を申出、同年下期限り（二〇月末）でプール制が解消されたためであった。

私はかつて別稿において、このプール制の成立を、三井物産が石炭販売独占において優位を確保するための一つの動きと捉え、三井の石炭独占間における地位が不動となる指標の一つに数えた。その推論の正当性は今もって変わらないと考えるが、その段階での結論は、根本資料の分析を前提とした実証で裏付けられたものではなく、間接的な資料による推測の域を越えていない。たとえば、三井物産が一九一一年（明治四四）主要商品販売促進のために制定した「特種商品取扱規則」により、同年一二月石炭部が設置されたが、その石炭部細則第二条には「貝島、麻生及三井鉱山株式会社経営ノ筑豊炭岩屋炭並ニ当部買付炭ハ別ニ定ムル処ノ『プール』規則ニ依リ販売ス」と規定されているだけで、プール制の内容はわからず、その実施を確認できる程度であった。

したがって、具体的な資料の発見とその分析に基づくプール制の実態解明とが私の宿題となってきた。ところが最近、偶然の機会に未整理資料から、前述「プール計算規約」の正本を見出す幸運に恵まれることになった。発見した証書は公正証書にこそ作成されていないが、当事者である三井物産はじめ四者によって作成された正本の一通であることは、各代表者の署名捺印、社印の押印、印紙貼付等から疑いなくところである（資料後掲）。

本稿では、この新資料を手がかりにしてさらに既知の三井物産資料を再吟味のうえ、まずプール制の成立から解消までの歴史過程と実態とを具体的に解明したいと考える。そのうえで、プール制実施の意義を改めて検討してみよう。⁽³⁾ なお、以下で使った資料は、とくに断わらない限りすべて財団法人三井文庫所蔵資料である。

(1) 松元「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』七号、一九七三年)。

(2) 「石炭部細則」(『明治四十五年現行達令類集』一六〇(ページ)、物産九〇―四)。

(3) 「明治三十七年度三井物産會名会社業務沿革史稿本」(一九四〇年)は、このプール制について、つぎのように記述している。

同上卷三五〇六ページ。

取扱石炭「プール」計算法実施

本期ニ於ケル当社ノ石炭取扱新施設トシテ特筆スベキハ明治四十五年一月ニ実施シタ当社取扱石炭ノ「プール」計算法デアツタ。当社ノ石炭取扱ハ創業以來三井炭ヲ主トシテ居タガ、其後商売ガ益々發達シテ社外ノ委託買附炭取扱ガ激増シ、從來主トシテ取扱ツテ居タ三井炭ヲ凌駕スル様ニナツタ、然ルニ是等買附炭ノ坑主連ハ最近引続ク炭界不振ニ多大ノ打撃ヲ受ケ其ノ炭礦經營ニハ種々苦心ヲ重ネテ居タ、一方此ノ石炭ヲ販売スル当社ハ坑主連ト反対ニ何等打撃ヲ受ケザルノミカ却テ益々發達スル有様デアツタ為メ、坑主連ハ当社ガ徒ラニ坑主ヲ搾取シテ肥大スルカノ如ク猜疑シ始メ茲ニ当社ノ石炭商売ニ甚ダシイ暗影ガ投ゼラルルニ至ツタ、依テ小林門司支店長ハ石炭ノ買附先デアツタ三井鉾山、貝島鉾業並麻生商店各代表者ト会谈シテ当社ガ徒ラニ利益ヲ貪ツテ居ルモノデハナイ事ヲ示ス為メ、各社ノ共同利益ヲ計ル「プール」計算法ヲ提唱シテ実施シタ、其後此ノ計算法ハ各坑主連ニ充分ノ満足ヲ与へ、当社石炭商売發達ニ多大ノ貢獻ヲ為シタト共ニ、広ク我國炭業ハ進歩ニ一新機軸ヲ与ヘタノデアル(傍点引用者)。

傍点を付した最後の部分、つまりプール制にかんする評価の記述は、これまでしばしば疑うことなく、そのまま受け入れられてきた。

一 筑豊炭販売プール制の成立

1 プール制成立に至る経緯

プール制について、その実施が具体的に検討されはじめた時期はいつ頃であろうか。いまのところその時期を確認できる記録は、一九一〇年(明治四三)二月四日に開かれた三井物産会社取締役会における山本条太郎常務のつぎのような発言である。

資料1 山本常務より相談⁽¹⁾ (一九一〇年二月四日)

炭価下落ノ為メ坑主困却ニ付、物産会社ニ於テクードエセントタルコトヲ希望ス、依テ之ニ処スル案トシテ鉱山連中ヲ集メテ討議ノ末、左ノ方法ヲ実行シテハ如何ト考フ

九州ノ豊前塊并筑前一等炭ヲ仮勘定ニテ打切買取リ、半季ノ末ニ於テ手数料ヲ控除シタル残額ノ損益ヲ取扱数量ニ依リ坑主ニ分割スルコト是ナリ

この発言には、すでに後に実施されたプール制の骨子である各坑主の石炭を打切り買取りとし、その後の販売過程で生じた利益をプールのうえ、出荷量に応じて各坑主へ配分するという内容が明瞭に提示されていた。だが、具体的な実施要領を取り決めて実行に移るためには、まだ一年余の日時を要した。翌一九一一年(明治四四)七月一日、山本常務は同取締役会でつぎのような報告をしている。

資料2 山本常務の報告⁽²⁾ (一九一一年七月一日)

一 石炭取扱問題ニ就テハ過日米鉱山部、貝島、麻生ニ対シ種々交渉ヲ試ミタレトモ談合一時破裂ニ及ハントセリ、其次第ハ貝島、麻生ノ主張ハ

一、物産ニ対シ手数料ハ $2\frac{1}{2}\%$ ヲ支払フ事

二、利益アレハ 3% ヲ物産ニ支払フモ損失アレハ亦物産 3% ヲ負担スヘキ事

三、出炭ハ鉱山部、貝島、麻生ノ三坑主之ヲ協定スル

ニ在レトモ、此三ノ条件ハ鉱山部ニ於テ実行出来サル事項ナリト同意セス、又一、二ノ条件ニ就テハ物産ト貝島、麻生トノ間ニ意見一致セス、於是貝島、麻生ハ太甚乍遺憾相談中止ヲ申込み来レリ、斯クテ物分レトナルハ太甚遺憾千万ナレハ本日更ニ三井集会所ニ会合種々折衝ノ末、大体左ノ条件ニテ打合ヲ見ルニ至レリ

一、石炭ノ標準直段ヲ定メ、其以上礦主ノ利益アレハ半額ヲ物産ニ支払ヒ損失ハ物産ニ負担セシメス

二、物産ノ手数料ハ其店費ヲ支弁スルノ意味ヲ以テ、若松渡標準直段ノ 3% ヲ物産ニ支払フ

石炭販売プール制の成立とその経過（松元）

第1表 三井物産販売炭トン当り平均価の推移（1903～26）

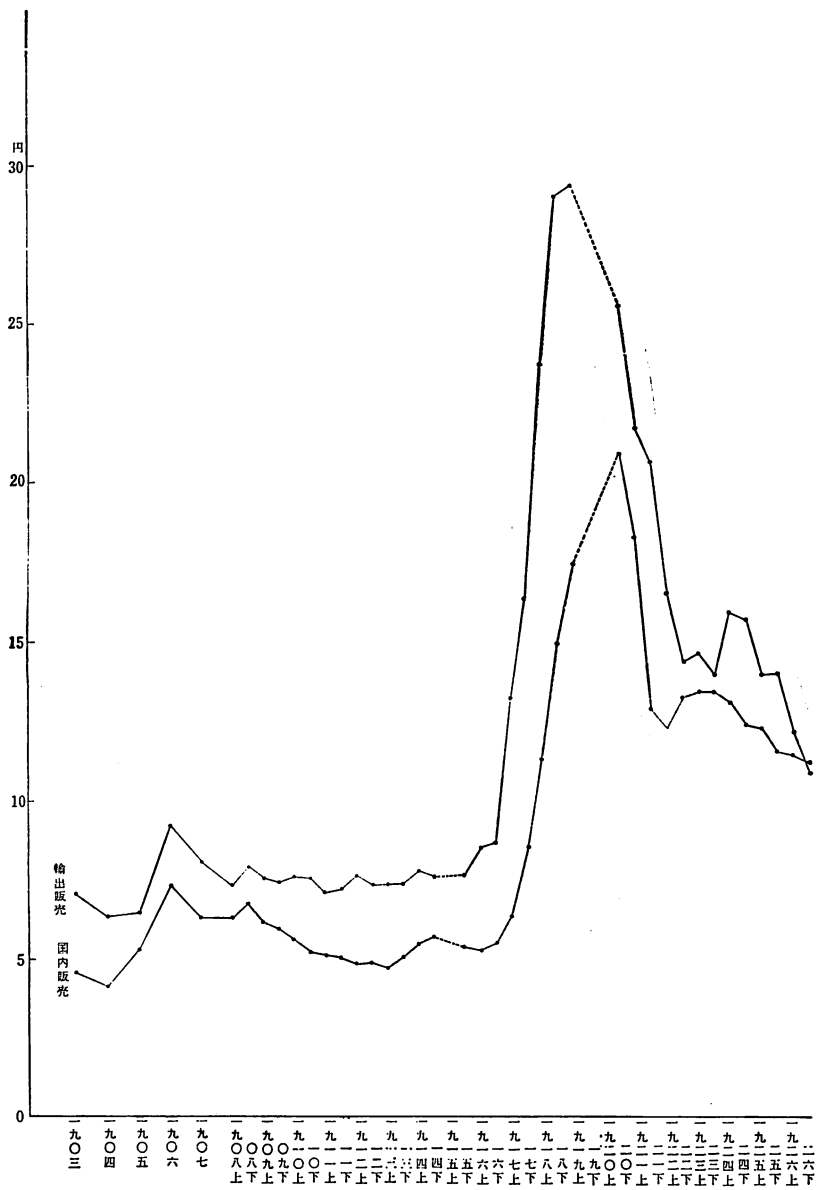
（単位：円）

年次および年	販売別	a. 国内販売炭	b. 輸出版売炭	c. 総販売炭
1903年		4.55	7.08	5.83
04		4.13	6.33	5.61
05		5.27	6.43	5.91
06		7.38	9.25	8.20
07		6.33	8.10	7.19
1908上		6.30	7.33	7.07
下		6.78	7.96	7.34
09上		6.16	7.58	6.87
下		5.93	7.46	6.70
10上		5.65	7.60	6.57
下		5.20	7.53	6.38
11上		5.13	7.09	6.12
下		5.04	7.20	6.15
12上		4.81	7.63	6.08
下		4.84	7.32	6.06
13上		4.70	7.33	6.22
下		5.01	7.38	6.42
14上		5.42	7.78	6.69
下		5.67	7.61	6.72
15上		—	—	—
下		5.34	7.68	6.32
16上		5.23	8.48	6.60
下		5.44	8.70	6.81
17上		6.37	13.22	8.43
下		8.52	16.41	11.00
18上		11.29	23.75	14.30
下		14.93	29.00	17.94
19上		17.45	29.37	19.69
下		—	—	—
20上		—	—	—
下		20.96	25.62	22.30
21上		18.26	21.71	19.35
下		12.87	20.66	15.04
22上		12.29	16.49	13.50
下		13.24	14.39	13.66
23上		13.40	14.64	13.82
下		13.40	13.93	13.69
24上		13.08	15.91	13.84
下		12.45	15.71	13.52
25上		12.30	13.97	13.11
下		11.58	14.02	12.58
26上		11.47	12.17	11.84
下		11.19	10.88	11.22

出所) 三井物産会社各期「事業報告書」物産614, 615。1903～7年については、「三井物産株式会社沿革史 稿本」で補った。

- 注) 1. 算出の方法は、各販売区分における当期決済高の総量と総金額によった。
 2. 各期の期間は、上期：前年11月～当年4月、下期：当年5月～10月である。

第1図 三井物産販売炭トン当り平均価の推移 (1903~26)



三、山ノ出炭へ物産会社販売ノ状況ヲ参酌シテ坑主ト個別ニ之ヲ協定スル事

すなわち、この山本報告は、一九一一年(明治四四)七月の時点でプール制が実施案となつてまとめられたことを示している。この報告を受けて三日後の七月一日、「石炭プール計算規定ニ調印之件」が三井物産取締役会で仮決議され、その後同議案は三井合名会社で承認可決された。こうして、後述のように、筑豊炭の石炭プール制販売は一九一二年(明治四五)一月から実施されることになった。

ここで、プール制を必要とした原因について検討しておく。先の資料1によると、山本常務は「炭価下落ノ為メ坑主困却ニ付」と報告している。この点を確認するために、三井物産の手で実際に販売した石炭について、その平均売価の推移を各期毎に計算してみた。第1表、第1図でそれをみよう。この時期、三井物産が取扱う筑豊炭の約六〇〜八〇パーセントが国内販売、残りの約四〇〜二〇パーセントが輸出販売と推定されるので、a.国内販売炭平均価でその推移をみる方が適當であろう。それによると、日露戦後漸落してきた炭価は、一九一二年上期(一九一一年一月〜二年四月)にとりとう四円台へ落ち込んでしまい、その後三期間、合わせて二年間底値を低迷している。

三井物産の各期「事業報告書」からこの時期の石炭市況を窺つておこう。資料3。なお、この「事業報告書」は外部への公表を予定したのではなく、支店長級以上の限られたスタッフへ社外秘扱いの経営資料として配布されたものであり、営業士気の鼓舞を意図した記述を割引けばかなり正確な調査資料とみることができる。

資料3 三井物産各期「事業報告書」にみる石炭市況⁽⁵⁾

①一九一〇年五月〜一〇月

上海ヲ中心トセル金融恐慌ノ影響ヲ蒙リ、北清方面ニ対スル輸出高ノ減少ヲ来タセシト雖、南清並新嘉坡方面ハ概シテ好況ヲ持續セリ、而シテ本邦内地ニ於ケル商業益々順調ニ向ヒタル為メ需要減少ヲ例トスル夏季ニ際シタルニ不拘、売行頗ル活発ヲ極メ、内外凜船燃料積取りノ頻繁ト相俟ツテ供給不足ノ觀ヲ呈シ、市場ハ常ニ強含ミヲ以テ本季ヲ了レリ、(三井物産株式会社「明治四十年下半年季第貳回事業報告書」物産615—1、傍点引用者以下同様)

②一九二〇年一月—一年四月

清国方面ニ対スル引合ハ船繰ノ困難ト支那内地雜炭ノ出廻ハリトニ因リ不勦打撃ヲ蒙リタレドモ、北滿州ニ鼠疫流行シ撫順炭採掘ノ一部ヲ中止セシ為メ、滿韓ニ本邦九州炭ノ需要ヲ惹起セシノミナラズ、延テ北清一帶ノ地並ニ上海、香港等ノ各方面ニモ相応ニ売約ヲ遂ケタリ、而シテ内地市場モ需要増加ノ季節ナリシ上、諸事業ノ勃興、鐵道院納炭指定量ノ増加、凜船燃料積取ノ頻繁其他ニ因リ、若松門司ノ貯炭一体ニ手薄トナリ一時炭価ノ昂騰ヲ来タシタリ、然レトモ小樽室蘭ニ於ケル北海道炭ノ貯藏豊富ニシテ、時々京阪地方ニ現ハレ安値売放ノ試ミラレタルニ因リ氣配挫折シ、又筑豊炭ノ供給モ増加シ来タリ且ツ漸次夏季ニ近付キタルニ因リ市況軟弱ニ傾キテ本季ヲ了ハレリ、(同「明治四十四年上半年季第參回事業報告書」物産615—3)

③一九二一年五月—一〇月

前季未不振ノ後ヲ亨ケ需要減退ノ季節ニ入り筑豊炭ノ供給ハ過多ヲ告ケ加之「北海道炭鈹凜船」及「(註)常盤炭鈹」等ハ前季来尚多大ノ貯炭ヲ控ヘ、清国撫順、本溪湖、山東、湖南ノ各炭ハ我筑豊炭ニ陰然牽制ヲ加フル有様ナレハ、市況萎靡トシテ振ハス、之ヲ海外ニ向ツテ回復センコトモ亦困難ニシテ、就中鐵道院ハ値引ヲ強要シ他ノ住友、古河、三菱、「北海道炭鈹凜船」等之レニ応シタル為メ市価ハ遂ニ其頭ヲ抬クルコト能ハサリシ、然レモ本季ニ於テ甚タ人意ヲ強ウセシメタルハ内地産業ノ發達ニ伴ヒ、瓦斯、電氣、セメント、硝子其他ノ化学工業、造船及工廠納炭等ノ需要顯著ナル増加ヲ示シ、此方面ニ於テ活発ナル荷捌キヲ見タルコト是レナリ

石炭商売上競争ノ劇甚ナルコトハ殆ント常例ナリト雖トモ、而カモ本季ノ如ク猛烈ヲ極メタルコトハ稀有ナリト言フベシ、殊ニ三菱社ノ如キハ曩キニ芳谷炭坑ヲ買収シ又崎戸炭礦ニ対シ百万円ノ社債ヲ引受ケテ其販売權ヲ掌握シ格外ノ安値ヲ以テ市場ニ臨ミ、内地ハ勿論外國ニ於テモ頻リニ他人ノ得意ヲ奪ハントニ焦慮セリ、然レトモ門司若松ヨリ内外ニ移出輸出セラレシ繪高ハ三、四

九二、七、七四噸ニシテ、其中当社ノ分ハ約四割即チ一、三三三、九四三噸ヲ占メタルニ徴シテモ、尚明カナルカ如ク内外市場ニ於テ当社ハ依然他人ノ跳梁ヲ許サズリキ（同「明治四十四年下半季第四回事業報告書」物産615—4）

④一九一一年一月—一二年四月

本季ヲ通ジテ市況ハ軟弱ヲ以テ始終セリ、今其重ナル二三ノ原因ヲ挙クレハ先ツ本邦炭ノ供給常ニ潤沢ヲ告ケテ需給ノ權衡ヲ失セラルコト、内外汽船運賃ノ昂騰ハ甚シク荷動ヲ阻ミタルコト、撫順炭ノ出炭増加開平炭ノ内地輸入ハ絶エス本邦市場ヲ圧迫シタルコト等レナリ、只其間ニ在ツテ二、三月ノ交ニ於ケル英國石炭坑夫ノ同盟罷工、印度炭貨車配給ノ不如意、濠洲炭運賃ノ昂騰等ノ為メ新嘉坡方面一帶ニ於ケル本邦炭ノ需要増加ヲ喚起シタリト雖モ、之レトテ単ニ各積出港ニ堆積セル貯炭荷捌ノ機會ヲ与ヘタルニ過キス、要之現今ノ狀況ニテハ常ニ需要ノ供給ニ伴ハサル傾向ニ在ルヲ以テ、更ニ内外産業一段ノ展開ヲ望マサルヲ得サルナリ、然レトモ当社ノ石炭商内ニ於ケルヤ逐年取扱額ノ増加ヲ示シ、殊ニ輸出ニ於テハ依然覇ヲ唱ヘ到底反對商ノ企及スル能ハサル所ナリト雖モ、内地市場ニ向ツテハ尚ホ開拓ノ余地アルヲ以テ大ニ奮勵シツ、アリ（同「明治四十五年上半季第五回事業報告書」物産615—5）

プール制が合意に達した一九一一年下期の石炭市況は「萎靡トシテ振ハス」とあるように、最も不振を極めたようである。そして、その事情に注目しておく必要がある。それは、競争が「本季ノ如ク猛烈ヲ極メタルコトハ稀有」であり、殊に三菱が支配炭産を増やして、「格外ノ安値ヲ以テ市場ニ臨」んだことなどである。すなわち、プール制協議の当初において三井の条件と貝島、麻生側のそれとの間にはかなりの隔たりがありながら（資料2）、短時日のうちに協定が成立した背景には、以上のような炭価不振とそれにもなう独占間の競合激化が存在していたのである。⁶⁾

つぎに、プール制に参加した外部抗主の貝島、麻生について、プール制成立時における三井物産との関係をみておこう。まず、日露戦後、貝島、麻生とともに、日露戦期の好況によって、一九〇〇年代前半に負った三井からの多額の起業費借金を返済したが、従来の三井物産との石炭一手販売契約はそのまま継続していた。⁷⁾ 貝島については、つぎの資料

4に示したように、大の浦、大辻、満の浦三坑の採掘石炭一手販売契約公正証書の謄本が残されている。この契約は一九〇八年（明治四二）六月二十五日より一九一一年（明治四四）八月三十一日まで三年の期限で、前からの契約が延長されたものである。麻生については、一九〇三年（明治三六）三月一日より一九〇八年（明治四一）二月二十八日までの五年の期限で結ばれた一手販売契約公正証書の謄本が現存するだけである。⁸それによると、麻生は、本洞、藤棚、豆田の諸種石炭採掘全部の一手販売を、貝島の場合と全く同じ契約条項で三井物産へ託している。なお、その後麻生は、一九〇七年（明治四〇）本洞、藤棚坑を三井鉱山へ売却し、三井からの借金を清算している。一九〇八年二月で切れた前の一手販売契約が、その後延長されたかどうか、契約書そのものの存在から確認できない。だが、プール制成立の時点一九一一年において貝島と同様に前からの一手販売契約が存続していたものと推定しておこう。⁹

以上のように、プール制成立当時において、少くとも貝島との間では、一九一一年九月以降従来の一手販売契約をそのまま延長するか、それとも改定するかが問題となっていたはずである。そして、結局従来の一手販売契約を改定するのではなく、販売利益のプール分配を盛り込んだプール制契約が成立することになった。

資料4 三井物産と貝島鉱業との石炭一手販売契約¹⁰

第老任式陌玖拾漆号

大之浦大辻及満之浦参坑採掘石炭老手販売契約公正証書正式謄本

本職ハ囑託人ノ陳述ヲ聴キ左記ノ契約事項ヲ証スル為メ広沢実ノ立会ヲ以テ此証書ヲ作成ス

貝島鉱業合名会社ハ其採掘ニ係ル大之浦大辻及満之浦参坑石炭ノ老手販売ヲ三井物産合名会社ニ委託スルニ付キ貝島鉱業合名会社ヲ甲トシ三井物産合名会社ヲ乙トシ兩者ノ間ニ結約スル條款如左

但明治参拾参年陸月式拾式日公証人小国武宏役場第老任式陌陸拾漆号公正証書大之浦并大辻石炭ノ老手販売契約ハ有効期間満シ消滅ニ属シタルヲ以テ今回右両坑ニ満之浦坑ヲ加ヘ更ニ本契約ヲ締結スルモノトス

第壹条甲ハ其採掘ニ係ル石炭ノ専手販売ヲ乙ニ委託シ乙ハ本邦并ニ海外ニ於テ誠実ニ之ガ販売ヲ努ム可シ

第貳条甲ハ其石炭ノ採掘高并貯炭高ヲ尅週間毎ニ報知シ乙ハ常ニ其出炭并貯炭額ヲ詳悉シ販売ノ緩急ヲ計ルベシ
第參条甲ハ其採掘セシ石炭ヲ門司港及若松港ニ運搬シ數量ヲ改メテ乙ニ引渡スベシ

但右授受結了後ト雖モ乙ノ過失怠慢ニ原因セスシテ其石炭ノ貯藏中輸送中又ハ買手ヘ引渡中ニ生シタル欠減ハ総テ甲ノ負担トス
第肆条乙ハ甲ヨリ受取りタル石炭ヲ積出港ニ於テ売却シ又ハ販売地ヘ輸送シ其送り先ニ於テ受渡ヲ成スノ約束ヲ以テ売却シ又場合ニ依リ予テ現品ヲ販売地ヘ輸送シ置キ潮時其売却ヲ為ス等専ラ甲ノ利益ヲ謀ルベシ

但石炭輸送用ノ船舶ハ甲ノ依頼ニ依リ乙ニ於テ之ヲ雇入ルベシ

第伍条石炭ノ売価ハ直売ナルト先売約定ナルト將タ數ヶ月間継続スベキ約定ナルトヲ問ハズ甲乙協議ノ上時時之ヲ定ムベシ

第陸条乙ハ甲ニ協議ノ上或ル數量又ハ或ル期限間ノ出炭ヲ委託販売ノ方法ニ依ラス時価ヲ以テ自カラ買取ルコトアルベシ

第柒条甲ハ石炭販売ノ手数料トシテ売上代金ノ陌分ノ貳半(即チ金陌円ニ付金貳円伍拾錢ノ割)ヲ乙ニ支払フベシ

但本手数料ハ乙ガ自カラ甲ノ石炭ヲ買取ル場合ニ於テモ亦甲ヨリ乙ニ支払フモノトス

第捌条乙ニ於テ甲ヨリ委託ヲ受ケタル石炭ヲ買手ヘ引渡スニ方リ其炭質普通品ニ劣リタルガ為メ故障ヲ生シ之ガ為メ損害ヲ蒙リタルトキハ其損害ハ凡テ甲ニ於テ弁償スベキモノトス

第玖条天災地變其他不可抗力ニ依テ生シタル石炭ノ減失損害ハ總テ甲ノ負担トス

第拾条甲ニ於テ乙ニ引渡シタル石炭ニ對シ借入金ヲ要スルトキハ乙ハ該石炭ノ時価捌割(金陌円ニ付金捌拾円)迄前貸スルコトアルベシ

但利息ハ其時時ノ三井銀行貸付日歩ノ割合ニ依ルモノトス

第拾壹条石炭ノ輸送并販売上ニ付要スル諸費用ハ乙ニ於テ立替ヘ置キ売上代金中ヨリ差引精算スベシ

第拾貳条乙ノ内外本支店ヘ委託石炭売却受渡済ノ上代金ノ取立ヲ為シ其收入後拾日以内ニ売上仕切書ヲ調製シ第拾條ノ前貸元利

(若シ前貸アルトキハ)及販売手数料運賃人足賃貯賃仲買口錢保険料電信料郵便稅其他ノ諸掛費用ヲ引去リ其殘金額ヲ直チニ甲ニ支払フモノトス

万尅精算ノ上不足ヲ生シタルトキハ甲ハ乙ニ對シ直チニ之ヲ弁償スベシ

第拾參条当事者ノ尅方ニ於テ本約定ニ違背シタルトキハ他ノ尅方ハ違背者ヲシテ損害ヲ賠償セシメ且ツ本約定ヲ解除スルコトヲ得

第拾肆条本契約ノ有効期限ハ明治参拾捌年陸月貳拾伍日ヨリ明治肆拾壹年陸月貳拾肆日ニ至ル満参箇年間トス
但満期ノ際双方合意ノ上更ニ本契約ヲ継続スルコトアルベシ
本旨外要件

東京府東京市日本橋区駿河町壹番地

受託者

三井物産合名会社業務担当社員社長

東京府東京市神田区北神保町七番地住居平民

右代表者

三井物産合名会社

三井八郎次郎

五十六年

福岡県築上郡宇島町大字宇島百二十一番地住居士族会社員

三井八郎次郎代理人

安藤 順介

三十六年

福岡県鞍手郡宮田村大字宮田貳百四拾壹番地

委託者

貝島鋳業合名会社業務担当社員社長

福岡県鞍手郡直方町大字直方七百貳拾番地住居平民

右代表者

貝島鋳業合名会社

貝島 太助

六十一年

福岡県鞍手郡宮田村大字上大隈六百九十八番地住居平民会社員

貝島太助代理人

藤島 庸夫

四十年九月

福岡県門司市大字門司字白木崎三百番地住居士族無職業

立会人

広沢 実

五十五年一月

安藤順介ハ本行為ニ付キ代理ノ権限ヲ示シタル委任状ト三井八郎次郎ガ三井物産合名会社業務担当社員タルコトヲ証明シタル合名会社登記簿抄本ヲ所持シタリ

藤島庸夫ハ本行為ニ付キ代理ノ権限ヲ示シタル委任状ト貝嶋太助ガ貝島鉱業合名会社業務担当社員タルコトヲ証明シタル登記簿抄本ヲ所持シタリ

右関係人一同へ読聞セタル処各其相違ナキコトヲ認メ左ニ署名捺印ス

安藤 順介 印

藤島 庸夫 印

広沢 実 印

此証書ハ明治參拾捌年捌月拾日福岡県門司市大字門司千參拾六番地本職役場ニ於テ法律ニ規定セラレタル方式ニ従ヒ作成シタルモノナリ依テ正確ナルコトヲ証スル為メ左ニ署名捺印ス

小倉区裁判所管内福岡県門司市大字門司千參拾六番地住居

公証人 村上 義道 印

此正式謄本ハ原本ト同時ニ関係人一同ノ面前ニ於テ受託者三井物産合名会社代表者三井八郎次郎代理人安藤順介ノ為メニ之ヲ作り原本ト相違スルコトナキヲ確証ス因テ委託者貝島鉱業合名会社代表者貝嶋太助代理人藤島庸夫ト共ニ左ニ署名捺印スルモノナリ

明治參拾捌年捌月拾日福岡県門司市大字門司千參拾六番地本職役場ニ於テ

小倉区裁判所管内福岡県門司市大字門司千參拾六番地住居

公証人 村上 義道 ○(印)

藤島 庸夫 ○(印)

第參阡捌陌陸拾肆号

大之浦大辻及滿之浦參坑採掘石炭売手販売契約延期公正証書正本

本職ハ囑託人ノ陳述ヲ聴キ左記ノ契約事項ヲ証スル為メ山下仁三郎ノ立会ヲ以テ此証書ヲ作成ス

第壹条委託者貝島鋳業合名会社ガ明治參拾捌年捌月拾日公証人村上義道作成第壹阡貳陌玖拾柒号公正証書ニ依リ其採掘ニ係ル大之浦大辻及滿之浦參坑ノ石炭売手販売ヲ受託者三井物産合名会社ニ委託セシ該契約期限ハ明治肆拾壹年陸月貳拾肆日迄ノ処合意ノ上其儘延期中更ニ明治肆拾肆年捌月參拾壹日迄延期シタリ
第貳条本証書ハ延期契約ニ止マルヲ以テ其他ノ事項ハ総テ前掲第壹阡貳陌玖拾柒号公正証書ノ各条項ヲ維持スルハ勿論ナリトス
本旨外要件

東京府東京市日本橋区駿河町壹番地

受託者

三井物産合名会社

三井物産合名会社業務担当社員社長

東京府東京市神田区北神保町七番地住居平民

右代表者

三井 八郎次郎

五拾九年

山口県下関市大字外浜町四拾九番地住居平民会社社員

三井八郎次郎代理人

河原林 櫻一郎

參拾參年拾壹月

福岡県鞍手郡直方町大字直方六百拾四番地

委託者

貝島鋳業合名会社

貝島鋳業合名会社業務担当社員社長

福岡県鞍手郡直方町大字直方七百貳拾番地住居平民

右代表者

貝島 太助

六拾四年

福岡県鞍手郡直方町大字直方五百六拾壹番地住居平民事務員

貝島太助代理人

赤松 治部

參拾參年

福岡県門司市大字門司千參拾四番地住居平民無職

立会人

山下 仁三郎

式拾年六月

河原林 櫻一郎ハ本行為ニ付キ代理ノ権限ヲ示シタル委任状ト三井八郎次郎ガ三井物産合名会社業務担当社員タルコトヲ証明シタル登記簿抄本トヲ所持シタリ

赤松治部ハ本行為ニ付キ代理ノ権限ヲ示シタル委任状ト貝島太助ガ貝島鉱業合名会社業務担当社員タルコトヲ証明シタル登記簿抄本トヲ所持シタリ

右關係人一同ヘ読聞セタル処各共相違ナキコトヲ認メ左ニ署名捺印ス

河原林 櫻一郎 印

赤松 治部 印

山下 仁三郎 印

此証書ハ明治肆拾壹年玖月拾捌日福岡県門司市大字門司千參拾六番地本職役場ニ於テ法律ニ規定セラレタル方式ニ従ヒ作成シタルモノナリ依テ正確ナルコトヲ証スル為メ左ニ署名捺印ス

小倉区裁判所管内福岡県門司市大字門司千參拾六番地住居

公証人 村上 義道 印

原本ニ拠リ此正本ヲ作ルモノナリ

明治肆拾壹年玖月拾捌日福岡県門司市大字門司千參拾六番地本職役場ニ於テ

小倉区裁判所管内福岡県門司市大字門司千參拾六番地

公証人 村上 義道 ○(印)

(1) 三井物産株式会社「自明治四十二年十月十一日取締役会議録」第一号。

(2) 同「自明治四十四年五月取締役会議録」第六号、物産一八〇。

(3) 同右。

(4) 三井物産取扱炭について、その炭種別統計が累年明らかになるのは一九一六年(大正五)以降である(後掲第8表参照)。したがって、ここではつぎの表のように、一九二一・二二年(明治四四・大正元)ならびに一六・一七年(大正五・六)について明らかになる若松・門司両港の三井物産石炭積出高をもって、筑豊炭の国内向け、輸出向けの動きを窺うことにした。実際には、筑豊炭の地売り・坑所渡し分もかなりあり、それを国内販売分に入れれば、筑豊炭国内販売割合はさらに高くなる。

なお、海外販売割合が急速に低下し、その対応として国内販売割合が急増する時期(一九一一年前後)にプール制が実施されていることに注目しておきたい。海外輸出版売を主目標としてきた三池炭についても、この時期国内市場開拓が論議され始めていたのである。

三井物産取扱、九州炭中若門両港積出高内訳 (単位：千トン、パーセント)

年次	仕向け別	国内向け	海外向け	合計
1911		1,329(57.2)	995(42.8)	2,324(100)
	12	1,576(60.4)	1,033(39.6)	2,609(100)
1916		2,555(82.5)	540(17.5)	3,095(100)
	17	2,843(86.2)	455(13.8)	3,298(100)

出所) 1911・12年：「大正2年石炭会議参考諸表」(三井物産)。

1916・17年：「大正7年6月支店長打合会議提出諸表」物産339。

注) 1. 括弧内は合計にたいする割合パーセント。

2. 1911・12年の国内向け分には地売・坑所渡し分が含まれていない。1916・17年について、地売・坑所渡し分をみると、1916年：598千トン、1917年：723千トンである。この比率で1911・12年分に地売・坑所渡し分を加算すると、国内向けは1911年：1,735千トン(63.6%)、1912年：2,113千トン(67.2%)となる。

- (5) 三井物産株式会社「明治四十三年下半年第貳回事業報告書」ほか、物産六一五。
- (6) ほかに、三井物産常務取締役山本条太郎に「石炭トラストハ到底九州炭ノミニテハ其目的ヲ達シ得ス、開平アリ撫順アリ」(一九一〇年四月一二日、取締役に於ける發言)と言わしめている海外炭の脅威が現実となりつゝあつた事情がある。
- (7) 貝島、麻生と三井物産との貸金関係については、前掲、松元「日本資本主義確立期における三井物産会社の發展」一四二〜三ページ参照。
- また、日露戦後の状況はつぎのようにのべられている。
- 「次ニ各坑主ト我社トノ関係ヲ述ヘンニ、御承知ノ如ク貝島、麻生兩氏ハ我社ニ対スル負債モ返済シ、今日ニテハ兩氏トモ年々数十万円ノ剰余金ヲ出ス場合ナルカ、最初我社ノ金錢上ノ羈絆ヲ脱スルト同時ニ、兩氏ニ使用セラレシ青年者中ニハ從來負債ノ為メ困メラレタルヲ遺憾トシ、大ニ我社ノ反対ノ位地ニ立タントスル考ヲ有シ、仮令自カラ販売ヲ為サ、ル迄モ、自己ノ好ム所ニ隨ヒ營業ヲ為サントノ説ヲ有シ、又外部ヨリモ之ニ対シテ種々建策スル者アリ、内部ハ大ニ動搖シタルモノノ如クナリシカ、又熟考スレハ一ケ年百万円ノ純益アリト云フモ、一朝炭価下落ノ場合ニハ直チニ五十万乃至百万円ノ負債モ為サ、ルヘカラス、又一方ニハ手慣レサル者カ石炭ノ販売ヲ為シ果シテ代金ノ回収ヲ為シ得ヘキヤ否ヤ、是等ノ点ヲ顯レハ矢張り三井ニ反抗スルコト能ハス、又貝島氏ノ性質トシテ之ヲ許サス、自己カ目ヲ眠ラサル間ハ三井ト絶縁スルコト能ハストテ、漸ク青年者ノ議論ヲ静止セシメタル由ニテ、今日ノ所ニテハ以前ト異ナク所ナク全然我社ニ信頼スル方針ニテ進ミツ、アリ、又我々ノ側ヨリ見レハ仮令貸借上ノ関係ナキ今日ニ於テモ、其前ト毫モ区別ナク誠心以テ其石炭ノ取扱ヲ為シ居ルヲ以テ、其間ノ関係モ頗ル円満ナリ、又麻生氏モ同様ニテ本洞藤ノ棚炭坑ヲ鉱山会社ニ売渡シ資金ヲ得タル所ヨリ、種々ノ炭山ニ着目シツ、アルモノ、如クナレトモ、先ツ着実ニ仕事ヲ為シ居ルモノ、如シ、是亦急ニ我々ニ対シテ弓ヲ引クコトモナカルヘシ」(三井物産合名会社「明治四十一年支店長諮問會議事録」一三八〜九ページ、物産一九七)。
- (8) 受託者三井物産合名会社と委託者麻生大吉との間の「石炭一手販売契約公正証書正式謄本」、物産二二六。
- (9) 前掲注(7)の引用資料参照。
- (10) 「貝島鉱業書類」(一)、物産二二七。

2 プール制契約の内容

一九一一年（明治四四）八月一八日、三井物産株式会社、三井合名会社、貝島鉱業株式会社、麻生商店の四者間でつぎの資料5のような「プール計算規約」が調印された。この契約書原本は、公正証書には作成されていないが、それぞれの会社、商店の代表者（三井八郎次郎、三井三郎助、貝島太助、麻生太吉）たちが署名捺印した正式証書となっている。つぎに、資料5からその条項の特徴を検討しておく。

資料5 プール計算規約⁽¹⁾

第零条 三井関係炭礦主ト三井物産株式会社トノ間ニ石炭販売上ニ関シ密接ナル共同利害關係ヲ確立シ以テ斯業ノ發展ヲ期スル為メ
プール計算法ヲ設ク

第貳条 前条ノ目的ヲ執行スル為メ各關係者ハ代表者ヲ撰定シ業務上ニ関シ協商ヲナシ常ニ意志ノ疏通ヲ計ルモノトス
第參条 プール計算ニ入ルヘキ石炭ノ種類左ノ如シ

一、貝島鉱業株式会社ニ属スル大ノ浦三尺炭、大ノ浦五尺炭、満ノ浦炭、大辻炭、岩屋炭、

二、麻生商店ニ属スル芳雄炭、豆田炭、上緒（綱分）炭、

三、三井合名会社ニ属スル田川炭、伊田炭、山野炭、本洞炭、

第四條 三井物産株式会社ハ前条各種炭毎年ノ採掘予算額ニ基キ其基本価格ヲ前年拾壹月末日迄ニ各坑主ト協定スヘシ
但其結果ハ各坑主ニ通知スルモノトス

第五條 商売上ノ必要アル時ハ三井物産株式会社ハ前記以外ニ石炭ノ買付ヲ為スコトヲ得

但買付炭全部ハ其買付直段ヲ基本価格トシテプール計算ニ入ルヘキモノトス

第六條 三井物産株式会社ハ常ニプール計算ニ属スル諸勘定ヲ分別明瞭ニ為シ置クヘク各坑主代表者ハ何時ニテモ關係書類、帳簿ヲ
閲覧スルコトヲ得ヘシ

第七條 石炭販売ノ方法并ニ販売価格ノ決定ハ総テ三井物産株式会社ニ一任スヘシ

但各約定成立シタル時ハ價格、數量、期限ヲ各關係代表者ニ通知スルモノトス

第八條 品質、斤量並ニ違約ヨリ生スル責任ハ全然プール計算ニ入ルヘキモノナルヲ以テ各坑主ハ相互注意シテ質量ノ改善并ニ契約ノ履行ヲ図ルヘシ

第九條 石炭売上代金ノ回収不能ノ場合ニ生スル損失ハ不可抗力ニ因ル場合ヲ除クノ外三井物産株式会社ニ支払フヘシ

第十條 プールハ手数料トシテ基本総価格ノ百分ノ參ヲ三井物産株式会社ニ支払フヘシ

第十一條 プール計算ニ於テ生スル純益ハ其式分ノ卷ヲ三井物産株式会社ニ交付シ残額ヲ各坑主(第五條臨時買付炭ニ對シテハ三井物産株式会社ヲ一坑主ト看做ス)着炭高ニ比例シテ分配スヘシ

第十二條 プール計算ニ於テ損失ヲ醸セル場合ハ損失金全部ヲ前条後半ノ方法ニ依リ各坑主之ヲ分担スヘシ

第十三條 プール計算ノ決算ハ毎年四月及拾月ノ半季毎ニ之ヲ為ス

第十四條 プールハ三井物産株式会社トノ間ニ貸借勘定ヲ開キ其借入金中ヨリ各坑主ニ對シ基本価格ニ依リ算出シタル毎月ノ着炭代

金ヲ超過セサル範圍内ニ於テ仮払ヲ為スヘシ

第十五條 前項貸借利子ハ其當時ニ於ケル銀行日歩ニ依ルヘク其収支ハ固ヨリプール計算ニ入ルヘシ

第十六條 プール計算ニ關スル詳細ノ會計法ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 右規約ハ明治四拾五年卷月卷日ヨリ実施スルコトニ同意シ記名調印ノ上各正本卷通ヲ保有スルモノ也

明治四拾四年八月拾四日

福岡県鞍手郡直方町大字直方六百拾四番地

○(社印) 貝島鉱業株式会社専務取締役

社長 貝島太助 ○(印)

福岡県嘉穂郡飯塚町大字立岩式百拾四番地

○(社印) 麻生商店

店主 麻生太吉 ○(印)

東京市日本橋区駿河町卷番地

○(社印) 三井合名会社鉱山部

代表社員 三井三郎助 ○(印)

まず、「プール計算規約」の要点を列記すればつぎの通りである。

(1) 三井鉱山(当時三井合名鉱山部)、貝島鉱業、麻生商店から出炭される筑豊炭(岩屋炭を含む)⁽²⁾のすべてがプール計算の対象とされること。

(2) プール計算とは、三井物産と坑主たちとの間で協定した基本価格と実際の販売価格との差額をプールして、そのプール金を四者間で規定にしたがって分配することである。

(3) この基本価格は、前年一月末日までに協定されること。

(4) 三井物産は、必要に応じて他から石炭を買付け、プール計算へ入れることができること。

(5) 三井物産は、石炭の販売方法と販売価格の決定とを一任されること。

(6) 三井物産が、プール手数料として基本総価格の三パーセントを受け取ること。

(7) 三井物産は、プール計算による純益の二分の一を取り、各坑主は残りの二分の一を着炭高に比例して配分すること。ただし損失を生じた場合、三井物産は負担せず(三井物産買付け炭は坑主扱いを受ける)。

(8) この規約は一九二二年(明治四五)一月一日より実施のこと。

この規約が総じて、三井側の主導で三井物産に有利な条件となっていることは明瞭であろう。従来、貝島らと三井物産が結んでいた一手販売契約の条項とくらべて、基本的に異なる点は、坑主からの石炭がいったん協定基本価格で仕切られ、その後の販売が三井物産の自由に任された点である。その結果三井物産は、仕切り後の各種石炭を三井の商標で

第2表 筑豊炭におけるプール制関係炭ならびに三井関係炭の比重 (1912~21)

(単位：千トン、パーセント)

坑主別 年次	三井関係炭								他社炭				筑豊炭 合計	
	a 三井 鉱山炭	b 貝島炭	c 麻生炭	a+b+c プール炭 筑豊炭計	b' 貝島 炭	d 松島 肥前炭	a'+b'+c'+ b'+d プール炭 計	蔵内炭	三菱炭	安川炭	古河炭	その他		
プール制実施期	1912	1,347 14.8	932 10.3	369 4.1	2,648 29.2	84 —	— —	2,732 —	— —	1,498 16.5	1,119 12.3	373 4.1	3,440 37.9	9,078 100
	13	1,496 15.0	1,040 10.4	484 4.8	3,020 30.2	93 —	— —	3,113 —	— —	不明	不明	不明	不明	9,984 100
	14	1,463 15.4	1,003 10.6	458 4.8	2,924 30.8	114 —	(374) —	3,038 —	771 8.1	1,428 15.1	1,032 10.9	485 5.1	2,833 30.0	9,473 100
	15	1,290 16.1	882 11.0	406 5.1	2,578 32.2	138 —	345 —	3,061 —	579 7.2	1,204 15.0	926 11.6	454 5.7	2,273 28.3	8,014 100
	16	1,344 14.9	1,012 11.2	536 5.9	2,892 32.0	160 —	313 —	3,365 —	722 8.0	1,321 14.6	1,001 11.1	493 5.6	2,584 28.7	9,031 100
	17	1,362 13.3	1,252 12.2	638 6.2	3,252 31.7	212 —	407 —	3,871 —	800 7.8	1,284 12.6	1,004 9.8	511 5.0	3,379 33.1	10,230 100
	貝一手販売継続 島炭	18	1,236 11.9	1,059 10.2	639 6.2	— —	194 —	376 —	— —	772 7.4	1,213 11.7	886 8.5	472 4.6	4,095 39.5
19		1,215 10.8	1,134 10.0	593 5.2	— —	221 —	367 —	— —	952 8.4	1,267 11.2	778 6.9	512 4.5	4,851 43.0	11,302 100
20		1,347 12.9	1,015 9.7	540 5.2	— —	212 —	353 —	— —	756 7.2	1,233 11.8	721 6.9	478 4.6	4,342 41.7	10,432 100
21	1,282 13.3	1,013 10.5	501 5.2	— —	195 —	332 —	— —	775 8.0	1,225 12.7	672 7.0	454 4.7	3,722 38.6	9,644 100	

出所) 1912年：「大正2年石炭会議参考諸表」(三井物産)。
 1913年：「三井物産株式会社沿革史稿本」。
 1914~20年：「大正10年6月支店長会議石炭部報告」物産348。
 1921年：「大正15年6月支店長会議石炭部報告」物産367。
 注) 1. 各年次下段のイタリック数値は、筑豊炭合計にたいする割合パーセント。
 2. 筑豊炭合計には海軍炭礦を含まない。
 3. 蔵内炭(峰地炭)は、1914年以降三井物産による一手販売炭となる。

石炭販売プール制の成立とその経過(松元)

筑豊何等塊・粉炭として一括販売することが可能となった。石炭販売市場において独占的地位にある三井物産の石炭販売量は巨額であったが、その量的規模をさらに質的規模へと強化するためには、石炭商品の規格統一、とくに銘柄優良炭（たとえば貝島大の浦炭など）のメリットを最大限に生かす優良炭と雑種炭との混炭が重要な役割をもち、プール制はそれを促進する梃子になった。この混炭の自由こそ三井物産にとってプール制がもたらす最大の利点であったといっても過言ではない。なお、第一五条に示された詳細の会計法の内容については、現在のところ明らかでない。

それでは、プール計算規約に基づいて実際にどれだけの石炭が販売されたか、つぎに検討しておこう。第2表は、筑豊炭の全出炭量にたいするプール制関係炭の比重をみたものである。これはプール制に参加した坑主の出炭量をとったものであるから、実際に三井物産を通してプール計算に入った販売量とは必ずしも一致しないが、傾向を捉えるために大差はない。これによると筑豊炭全体のほぼ三分の一がプール制関係炭として独占され、さらに一定量の三井物産買付け炭を加えると、全体の四〇パーセント位がプール炭になったと考えられる。

プール制は原則として筑豊炭を対象としたのだが、ほかに貝島の岩屋炭（唐津炭）と途中からプール制へ参加した松島炭礦株式会社の肥前炭とがあり、また筑豊炭でも蔵内鉱業株式会社（峠地炭礦ほか）のように、三井物産との間で別に一手販売契約を結び（一九一三年締結）、プール制へ参加しない坑主もいた。なお、念のために申添えれば、プール制成立自体を画期として三井物産の筑豊炭取扱い量が増えたわけではない。量の点でみれば、むしろ以前の一手販売契約炭がそのままプール制へ移行したのであり、プール制実施後も、一方で三井物産は蔵内との関係にみるように、従来の一手販売契約による取扱い量の拡大を計っていたのである。

ところで、実際にプール炭として販売された量が確認できる資料は、今のところ三井物産支店長会議々事録にみる一九一五年（大正四）のつぎのような発言、一九一七年（大正六）中の取扱い内訳表（第3表）としか明らかでない。

第3表 1917年中プール炭の内訳
（単位：千トン、パーセント）

坑主別	販売量	同割合
三井山炭	1,089.2	28.3
貝島会社炭	1,160.1	30.1
麻生商店炭	248.2	6.5
松島炭礦炭	373.8	9.7
買付炭	978.2	25.4
プール炭計	3,849.5	100.0

出所)「大正7年6月支店長打合会議提出諸表」
物産339。

資料6 三井物産第三回支店長会議（一九一五年七月）小林正直石炭部長報告⁽³⁾

……筑豊プール炭三ヶ年受入比較ヲ為セハ、大正元年ニ始メシ「プール」ハ同年ニ於テ二百九十八万噸ナリシモノ、三年ニ於テ三百七十二万噸トナリ、三ヶ年ニ七十四万噸ヲ増加セリ

これらの資料は、プール計算に入れられた三井物産の買付け炭が、全体にたいしてかなりの割合を占めることを、また、プール制の最後の年となった一九一七年中に、すでに麻生のプールにたいする送炭が、出炭量にくらべてかなり少ないことなどを物語っている。

(1)「文書部保管重要書類」(三井物産)。

(2) 貝島鉱業岩屋炭礦は長崎県東松浦郡岐木村に事務所を置き、炭種は唐津炭に入れられている。

(3) 三井物産株式会社「第三回支店長会議事録」(大正四年) 一三ページ、物産一九八一三。

二 プール制の実施

上記の契約にしたがって、一九一二年（大正元）一月から実施されたプール制が、どのように運営されていたか、それを直接明らかにする記録は残されていない。三井物産と各坑主たちとの間で、年数回の「プール」石炭会議が開かれ、送炭量や毎年一月に決める基本価格などが協議されていたようであるが、その内容を知る手がかりはきわめて少ない。そこで、三井物産の支店長会議において、プール制に関連してどのような報告と発言とがなされていたか、摘記してみた。

資料7 三井物産支店長會議におけるプール制に関する報告・発言

① 第二回支店長會議⁽¹⁾ (一九一三年七月)

岩原謙三常務取締役報告

……石炭商売ニ於テ、昨年一月門司ニ於テ「プール」ノ組織ヲ実行シタリ、而シテ其以來昨年一年間ハ「プール」ノ運用上ニ於テ非常ナル苦心ヲ為シ、石炭部長ノ如キハ是レカ為メニ大ニ頭ヲ悩マシメラレタリ、併シ此苦心ハ遂ニ功ヲ奏シ各坑主ヲシテ「プール」ノ必要欠ク可カラサルモノタルコトヲ覺ラシメ、其成績大ニ宜シキニ至リタレハ將來モ引續キ好果ヲ收メ得ヘシ、……〔第二回支店長諮問會議事録〕五ページ〕。

小林正直門司支店長兼石炭部長發言

石炭部ニテハ決算ニ際シ各店ノ持越貯炭ノ直段ヲ取調ヘ表ヲ作りツ、アルカ、最モ烈シキハ總テノ貯炭ヲ原価ノ六分ノ一ニ見積リタルモノアリ、又最モ宜ク見積リタル所ハ「プール」ノ見タル所ト同一ナルアリ、若クハ其以上ニ見積過キタル様思ハル、所モアリシ、此ノ如ク一定シ居ラサルカ為メ決算ノ際ニモ真ノ決算ヲ為スコト能ハサル次第ナルカ、之レハ大体ノ標準ヲ定メテ之ニ依ルコトニシタシ、準備金ニ付テハ「プール」トモ協議シ、本年下季ヨリハ幾分之ヲ備フルコト必要ト考ヘツ、アリ、其金額定マラハ更ニ申出テ同意ヲ請ヒタキ希望ナリ (同六〇六ページ)。

② 第三回支店長會議⁽²⁾ (一九一五年七月)

小林正直石炭部長報告

……他ノ重要同業者三菱、安川、古河何レモ坑主ニシテ同時ニ販売業者ナルモ、当社ハ独リ仲次業者トナリ坑主ト需要者トノ間ニ介在スルモノナレハ、坑主ハ我々中間ニ置ク必要ヲ認ムル様仕向ケルニ非レハ、今後ノ發展ト從來ノ關係ヲ持續スルコト困難ナルコトヲ自覺シテ之レニ当ルコトヲ要スルコトハ殊ニ注意ヲ要スヘキコトナリ、即チ確實堅固ナル地盤ヲ建立シテ、他ヨリ乘スル事能ハス又動カスコト能ハサル基礎アルヲ要スルモノニシテ、注意スルニ非レハ容易ナラサル問題ヲ惹起スル恐アルヘシ、故ニ石炭部及「プール」設立以來銳意改善ニ勉メツ、アルモノニシテ、門司ニテハ各種ノ議題ヲ研究セシモノ二百六十題ニ及ヒ、事務簡捷ヨリ經費節約、店員能力増加、諸形式、諸掛ノ問題等石炭ニ關スル各種ノ項目、成算ノ結果成績ニヨル各種項目ノ比較研究等之

レヲ怠ラス、之レニ対シテ必要ナル注意ヲ与ヘツ、アリ、要スルニ「コンミツシヨンマーチャント」トシテ石炭商売ノ基礎ヲ樹立スルニ付テハ

第一、坑主ノ利益ヲ保護尊重シテ之レカ増進ヲ計ルコトハ当社ノ利益ヲ保護スルモノナリ

第二、坑主単独ニテ之レヲ実行スルコト困難ナル問題ニ立入り坑主ノ利益ヲ保護スルコト、即チ四社協定其他炭価ノ維持ヲ計ルヘ

キ手段方法

第三、設備ノ改良ニヨル諸掛ノ節約ニヨリ三井ニ販売ヲ任スノ利益ヲ坑主ニ知ラシムルコト

第四、石炭ノ諸掛カ他ニ比シテ低率ナルヘキコト即チ多量取扱フカ為メニ起ルヘキ便利

第五、三井ノ信用利用ニヨル便利

第六、三井カ他商売ニテ運賃ヲ船会社ニ支払フニヨリ関聯シテ坑主カ受ケル利益

第七、三井取扱他商品ト連絡シテ生スル利益

第八、三井使用人ノ活動ニヨリ受クヘキ利益

等常ニ研究ヲ要スヘシ「第三回支店長會議事録」一九二〇ページ。

③第四回支店長會議⁽³⁾(一九一六年六月)

小林(正直石炭部長)……………石炭「プール」坑主ト吾社トノ關係ハ近來親密ノ度ヲ嵩メ来リ、吾々ヲ信頼シテ安シテ販売ヲ托スルノ念ヲ増大セル感アリ、然レトモ需要者中ニハ、当社ノ仲介ヲ快トセス直接坑主ト接衝セントノ希望ヲ懷ケルモノアリ、又坑主側ニ於テモ昨年来炭況不振ノ際売行拂々カラサリシニ対シ、当社ノ販売能力ニ容疑シ自ラ販売ノ衝ニ当ラントセルモノアリテ、時々小波瀾ヲ惹起シタルコトナキニアラサリシモ漸次事情判明シ来リ、吾々ノ努力ト誠意ノ存スル処ヲ自然是認シ呉ル、ニ至リタルト同時ニ、時局ノ推移ハ市況回復ヲ促進シ、終ニ今日円満ナル状態ヲ持統スルニ至リシハ洵ニ会心ニ堪ヘサル処ナリ、抑モ石炭「プール」成立後五年ノ星霜ヲ経、其間種々ノ波瀾曲折ヲ積ミ變遷ヲ経テ、始メテ今日ノ如キ奔達ヲ見ルニ至リシモノナリト雖モ、未タ今日ノ状態ヲ以テ満足スヘキ秋ニアラス、同盟坑主ニ於テモ、十分吾社ノ販売能力ヲ是認セサルモノアリ、現ニ麻生氏ノ如キハ、常ニ当社ノ内地ニ於ケル販売能力ノ薄弱ナルヲ言明シツ、アルト同時ニ、一面高商出身者ヲ多数傭入レテ雜炭販売ノ機関ヲ作りシカ如キハ、明カニ当社ノノミ頼ルノ心許ナキヲ感シ居ル一例ナリト謂ハサルヲ得ス、故ニ今後石炭「プール」坑主ヲシテ安心

シテ吾々ニ販売ヲ一任セシメントセハ、先ツ誠意熱心之ニ当ルノ覚悟アルヘキハ勿論、売上成績ヲ昂上シテ販売能力ノ豊富ナルヲ示シ、以テ堅固ナル基礎ヲ確立シ、坑主ヲシテ当社ニ依頼スルニアラサレハ、到底満足ナル結果ヲ得ル能ハサルコトヲ了解セシメサルヘカラス、ソレニ就キ吾々ノ最ムヘキハ一ニシテ足ラスト雖モ、最モ喫緊ナルハ諸般ノ設備ヲ完成スルニ在リ、即チ設備ノ完了ニヨリテ石炭取扱上ニ不勲便宜ヲ得ルト共ニ、諸掛ヲ節約シテ売約ヲ円滑ナラシムルノ利益アリ、次ニ内地ノ販路ヲ拡大スルニアリ、抑モ内地販売ノ衝ニ当ルモノハ將校の使用人ヲ少数ニ配置センヨリモ、寧ロ兵卒ノ仕事ニ当ルヘキ者ヲ多数ニ増加シテ販売ニ努力セシムルハ、有利ニシテ成績ヲ挙ケ得ヘシト信ス、何レ此二点ニ付テハ別ニ案ヲ具シテ重役ノ承認ヲ經ントス（第四回支店長打合會議事録三五〜六ページ）。

藤村（義明上海支店長） 石炭「プール」坑主ニ対シテハ出来得ル限りノ犠牲ヲ払ヒ居ルニ不拘、到底坑主ニ於テ吾カ誠意ヲ認めス、現ニ麻生氏ノ如キ反抗ノ態度ニ出ツルニ於テハ、吾カ社トシテ相当ノ覚悟ヲ要スルモノト認ム

小林（正直石炭部長） 坑主ハ他人ヨリ種々ノ事ヲ聞込ミ来リテ吾々ニ対シ度々注意ヲ与ヘ居レルモ、随分我儘勝手ナル申出ヲナス場合ナシトセス、是全ク事情ノ疎通セサル結果ニシテ、運賃ノ為替、諸掛等ヲ詳細ニ通知シテ納得セシメハ決シテ吾社ニ反抗スルモノニアラス、可成努力シテ其満足ヲ買ヒ、吾社商売ヲモ発展助長セシメサルヘカラス、「プール」組合坑主ニ於テモ吾々ノ取扱ニ対シテ反抗ノ意見ヲ有セス、現ニ「プール」計算ニテ仮令損勘定トナルモ、基本価格カ坑主ニ利益アル場合ニハ、坑主カ利益ノ幾分ヲ吾社ニ分配スル規約アル位ナリ

渡辺（専次郎常務取締役） 「プール」坑主モ得意先ナルヲ以テ、可成円満ノ関係ヲ持統シ、到底夫以上尽スヘキ手段ナキ場合ニアラサル以上ハ、之ニ対シ厚意ヲ有セサルヘカラス

福井（菊三郎常務取締役） 過般門司ニ於テ貝島太市氏ニ面会セシ節岡氏ノ談ニヨレハ、今後如何事情変化スルモ石炭販売方ヲ三井ニ一任スルコトニ一族集マリテ相談シ居レリトノ事ナルヲ以テ、此言ニヨリテ見ルモ、吾社ノ努力ハ坑主側ニ於テモ了解セル処ナルヲ以テ、今後多少ノ犠牲ヲ払フトモ、「プール」炭ノ販売ニハ力ヲ致サ、ルヘカラス（同三八〜九ページ）。

④第五回支店長會議（一九一七年六月）

小田柿（捨次郎常務取締役） 「プール」ニ付テハ種々研究モセラレ、大分時モ経タル次第ナルカ何等カ根本的改良方法ナキヤ

古田 (慶三) 鉱山会社商務主任 之ニ関シテハ自分ハ会社ヲ代表シテ述フル次第ニ非サレトモ、「プール」成立當時ヨリノ關係ニ付少シク述ヘタキハ、今日ニ於テハ各坑主ハ物産会社ノ取扱方ニ付テハ充分ニ解シタルカ如ク、又近來成績モ非常ニ良好ナル次第ナルカ、此成績ニ付テモ物産会社各幹部諸君ニ對シ衷心感謝ノ意ヲ表スルカ如クニ見受ケラレ、最早殆ト其取扱方ニ付テ彼是レ言フヘキ事項ナク、強テ言ハ、計算上ニ関シ詳細ナルコトノ判明セサル点ニアリ、其理由ハ「プール」會議ニ出席スル委員ニ於テ取調ノ上之ヲ知り得ルノミニテハ未タ充分ナラス、其委員等カ自己ノ店ニ歸リ重役ニ報告ヲ為ス場合相当ノ材料ヲ以テ質問ニ答フル必要アルニ拘ハラス、其材料トシテハ現今門司ニ於テ打明ケラルル丈ケニテハ少シク不充分ナリトノ感ヲ有スルカ如クニシテ、之ニ関シ各販売店ニモ種々面倒ヲ願ヒタキ希望アリ、……

次ニ物産会社ニ對スルコトニ非サレトモ、「プール」ノ規定ヲ実行スル上ヨリ見テ、坑主ト物産会社トノ間ニ未タ何等カ物足ラサル点アルヤニ考ヘラル、節ナキニ非ス、現ニ其事ハ漸次事実トシテ現ハレ来リツ、アリ、即チ今日炭価騰貴ノ際ニ方リ物産会社ハ誠ニ誠実事ニ當ラレ、又坑主ノ或者モ矢張り同様之ニ尽シツ、アル者アレトモ、一方ニハ露骨ニ云ヘハ之ニ不誠實ナル坑主アリテ、故意ニ「プール」ニ加ヘス自カラ其炭ヲ「プール」以外ノモノトシテ売捌キヲ為スカ如キコトアラシカ、目下炭況好況ノ場合ナレハ非常ニ高価ニ他ニ売却シ得ル結果トナルヘク、左スレハ「プール」ニ對シ毎月差出スヘキ数量ヲ減シ、自カラ雜炭トシテ臨時ニ自由ニ之ヲ売却シ、「プール」ニテ定メタル基本価格以上高値ニ売捌クコトヲ得、現実ニ毎月利益ヲ擧ケ得ルハ敢テ言フ俟タス、此ノ如キ坑主ノ出ツルハ「プール」トシテハ誠ニ悲ムヘキコトニシテ、今此席ニ於テ証拠ヲ捉ヘ明言スルコト能ハサレトモ、右等傾向ヲ呈シ来レルハ明カニシテ、即チ「プール」炭ノ毎月出炭高ハ物産会社ニ對シ予算ヲ提出シ居レトモ、今日ノ処其予算ヨリ減少ヲ来シ、一方雜炭トシテ出スモノ非常ニ増加シツ、アル奇異ナル現象ヲ以テスルモ其傾向アルコトヲ察スルニ足ラン、勿論之ヲ善意ニ解釈シテ、漸次坑主ノ採掘スル石炭ハ良質ノモノ減シ雜炭多キニ至リタルモノトセハ夫迄ナレトモ、事實ニ於テハ矢張り利害問題ノ為メ、多少規定ヲ無視スルニ非サヤト想像スルノ止ムヲ得サルモノアリ、斯カル事項ニシテ漸次事実ニ現ハレ来ルトキハ、結局誠實ニ規定ヲ遵守スルモノハ非常ニ不利ヲ蒙ル結果トナルヘシ、而カモ是等自由売買ノ石炭ハ大阪其他ノ地方ニ至リ物産会社ノ取扱フ「プール」炭ト衝突スルノ結果ヲ来スコトナキヤ懸念スル次第ニシテ、此点ニ付テハ坑主自身大ニ注意戒飾ヲ要スルモノナリトス、而シテ又一旦炭況悲境ニ陥リ到底各坑主自カラ雜炭ヲ売切ルコト能ハサル時期来ルトキハ「プール」炭ノ出炭額ル増加シ来リ、「プール」炭トシテ物産会社ニ引渡ヲ為サハ代金ヲ得ラルヘシトテ、自カラ販売スル雜炭ノ減少ヲ見ルニ至ルカ如キハ、物産会社ニ於テモ亦我々鉱山会社ニ於テモ満足スルコト能ハサル所ト信スルヲ以テ何等カ之ニ改良ヲ加ヘ、今少シ物産会社

ト坑主トノ利害關係ヲ一層密接ナラシムルコトニシタシ、然ラサレハ或ル坑主ハ是等不徳義ナル坑主ヲ攻撃スルニ至ルヘク、其結果關係面白カラサルニ至リ円満ヲ欠クノ恐アリ、延テ物産会社ニ種々面倒ヲ及ホシ、結局「プール」ニ欠陥ヲ生シ混雜ヲ來スコトナキヤ願慮スル次第ナリ、要スルニ今日ノ取扱方法ハ一時物産会社ト坑主トヲ接近セシムル方法トシテ、最モ良キ方法ナリシハ疑ナキ所ナレトモ、數年間ノ実験ニ依レハ唯今述フル如キ欠点モアルヲ以テ、之ヲ改良スルノ必要ナルヲ感セラル、所ナリ（第五回〔大正支店長會議事録〕四八九—九一ページ）

武村貞一郎大阪支店長兼石炭部大阪支部長……近來坑主ハ自カラ店ヲ設ケ我々ノ得意先ニ對シ直接引合ヲ為ス傾向アリ、又消費者ハ自カラ船ヲ廻ハシテ石炭ヲ積取ラント考フルモノアリ、即チ坑主ノ中ニハ炭質惡シキ為メ、今日ノ如キ好況ノ場合ニハ売行クヘキモ、一朝不況ノ場合ニハ販路ニモ窮スヘキヲ以テ、今ヨリシテ店ヲ設ケ我々ノ引合先ナル紡績会社、鉄工所等ニ伝手ヲ求メテ安値ニテモ売渡シ置キ所謂恩ヲ施シ長ク之ニ売込マントスル者アルカ如シ、又消費者側ニ於テモ当社ヲ經ル為メ實際三円ニテ事足ルモノヲ三円五十錢ト見込ミテ売込ムナラハ自カラ其危險ヲ取ラント考フルモノアリ、今一ハ運賃ニ於テ利益ヲ得ルニ非サヤトノ考ヨリ「top」ニテ買付ヲ為サントノ考ヲ有スル者モアルカ如シ、坑主ニ於テモ相手ノ性質宜シカラサル者或ハ代金支払ノ惡シキ相手ハ売込ニモ躊躇スルナランモ、紡績会社、鉄工所ノ如キハ近來大分ノ利益ヲ得タル相手ナレハ、何人ニテモ売込ヲ為シ得ヘク、左スレハ、当社ヲ便ル必要ナシトスルニ至ラン、故ニ我々ハ深甚ノ注意ヲ払ヒ坑主トノ間ニ意思ノ疏通ヲ計ラサルトキハ、結局好得意ハ坑主自カラ売込ミ、代金支払ノ惡シキ相手ノミニ對シ我々ニ便リ來ルカ如キ有様トナラン（同五〇〇ページ）。

小林（正直石炭部長）「プール」ニ関シ物産会社ハ誠実ナレトモ坑主ノ中ニ却テ不誠実ナル者アル傾向ナキヤ、鉱山会社ニ於テハ雜炭ノ販売ヲモ委シ居ルニ他ノ坑主ハ然ラス、或物ハ「プール」炭ニ入ルヘキモノヲ雜炭トシテ自カラ之ヲ売渡シ、自己ノ利益ヲ計ルモノナキニ非サレハ、此際之ヲ防クニ付何等カ方法ナキヤト談アリシカ、之ニ関シ參考ノ為メ「プール」炭ノ本年一月ヨリ五月迄ノ結果ヲ取調ヘタルモノニ依ルトキハ、鉱山会社ノ石炭ハ最初提出サレタル予算ヨリ五%ノ増加ニシテ、其數量五ヶ月間ニ二万六千噸、一ヶ月五千噸予算ヨリ増加ノ割合ナリ、貝島炭ハ予算ヨリ一万六千噸増加シ其割合三分五厘、一ヶ月三千噸余ニ當ル、麻生炭ハ予算ヨリ五千噸ノ減少ニテ一ヶ月約千百噸ノ減少ナリ、松島ハ予算ヨリ三万噸ノ増加ニシテ其割合二割一分トス、此ノ如キ現状ニテ兎角問題トナリ易キハ麻生氏關係ノ炭坑ニシテ、同坑ノ五千噸減少シタルハ本月若クハ來月中ニ漸次取返シ、少クモ年末迄ニハ予算通りノ出炭ヲ為サシムルコトニシタシト努力中ナリ、而シテ「プール」規約ニハ増減トモ五%ノ「アローワンス」ハ規定シアルナリ、「プール」ニ屬スヘキ出炭カ雜炭トシテ坑主ニ直接販セラル、一事ハ八ヶ月間敷問題ニシテ、鉱山会社若松出張

員ヨリ古田氏ニ私状ヲ以テ通知セラレタルヲ其根源トスルモノナルカ、其後ノ報告ニ依レハ各坑主ノ立会人ニ於テ検査ヲ為スニ至リシ結果、殆ト疑ハシキモノナク其以前ニハ多少疑フヘキ点アリタルヤ保セサレトモ、鉱山会社若松出張員ノ古田氏ニ對シテ為セル内報ハ少シク事実ニ遠カルコトナキヤノ懸念モアリシモノ、如シ、元來「プール」ヲ組成シタル以上ハ根本トシテ麻生、貝島、鉱山会社ハ何レモ同一意思ヲ以テ事ニ當ラサルヘカラサルハ敢テ論ヲ待タサレトモ、所謂十人十色ニテ多少考ノ異ル点ヲ生シ、幾分誤リヲ起セル者アルヤ測ラレスト雖モ併シ之ヲ糺シテ其非ヲ責ムヘキ程度ニ達セルモノナシ、殊ニ麻生氏ノ意見ヲ確カメ、又最近福井常務取締役モ九州ニ到ラレ直接面談モセラレタル次第ナルカ、之ニ依ルモ根本ニ於テ当社ニ委託スルノ点ニ於テハ毫モ異ル所ナキ模様ナルナリ、勿論坑主ハ相互感情等ノ問題ニテ、多少行違ヒモアルヘク是レカ調節ヲ計リ意思ヲ疎通セシムルハ我々ノ努ムヘキ事ナルヲ以テ、是亦何等カノ方法ニ依リ解決シ得ヘシト考フ（同五〇〇〜二ページ）。

小林正直石炭部長 雑炭ハ麻生炭坑ニ於テハ非常ニ増加シタリト云フハ新規ニ開キタル山アル為メニシテ、赤坂、吉隈ハ全然新ニ開キシモノニシテ、其他牛隈ト云ヘルアリ、是レハ「プール」ニ加ヘタルモノナレトモ売口ナキ為メ之ヲ除外シタルモノニシテ、其山ニ石炭ノ採リ得ヘキモノアリ、又最近古賀春一氏ノ宮ノ浦ヲ買入レ、其設備ヲ牛隈、吉隈ヘ移シ拡張セル為メ赤坂、吉隈ハ出炭能力ヲ増加シタルカ、是レハ「プール」ニ加ヘス自カラ之ヲ販売シツ、アリ、「プール」規約ニハ制定當時各坑主ノ有スル炭坑以外ニ今後山ヲ開キタル場合ニモ必ス「プール」ニ加フヘキ旨ノ案モアリタレトモ、遂ニ成立スルニ至ラス、其後モ之ニ関シ交渉ヲ為セトモ、物産会社ニ於テハ大ノ浦三尺級以上ノ石炭ハ売捌キニモ適當ナレトモ、其以下ノモノニ付テハ充分ナル販売能力ナシ、其結果「プール」炭ニ害ヲ及ホスヘシトノ考ヲ有スル旨予テ聞及ヘルヲ以テ、過去五六年間下等炭ノ為ニ殆ト強制的ニ販売ノ道ヲ求メラレタシト申送り、若シ是レカ販路ヲ得サルトキハ或ル坑主ト面白カラサル問題モ起ルヘシトテ其販路擴張ニ尽力ヲ請ヒ、第一ニ門司ニ於テ卒先販路開拓ニ努力シ、今日ニテハ先ツ定リタル得意先ヲ得タル次第ナルカ、是レ偏ニ内外店ノ尽力ニ依ルモノナレトモ、露骨ニ言ヘハ今日迄ハ下等炭ニ付テハ当社ノ如キ大ナル販売機関ニテハ小廻リノ利カサル傾キアリ、販売ノ任ニ當ル者モ余リ之ニ頭ヲ入レサル傾向アリ、故ニ今日迄ノ方針トシテハ可及的雑炭ノ販売能力ヲ増大シ、之ニ從ヒ可及的貝島、麻生両氏ノ雑炭ノ買入レヲ為スコト、シ、事実又両氏ノ雑炭數万噸ノ買入ヲ為シタル有様ニシテ、尚ホ是レ以外ニモ漸次買入ノ力ヲ伸シタキ考ナレトモ、併シ今日ノ所未タ貝島、麻生両氏ノ雑炭全部ヲ引受ケ得ル迄……（同五〇二ページ）。

つぎに、以上に掲げた資料7を中心に、プール制の実態を、断片的ながら検討しておこう。

まず、一九一三年（大正二）七月の段階では、岩原常務取締役がプール制は発足一年余の努力で軌道に乗り、好成績を上げ始めたと報告している。また、小林石炭部長は、プール計算の損失に備えた準備金を積立てる必要を提案している。この時、小林は一九一三年下期（五月〜一〇月）より積立開始を予定しているが、実際にはいつから開始されたか明らかにはえない。一九一七年（大正六）一〇月のプール制解散、精算の時点では積立金が存在しているが、発足時の契約では予定されていない。この年一月一〇日の三井物産取締役会で、プール石炭基本価格協定について、つぎのように若干の値上げが山本条太郎常務から報告⁵⁾されていた。

本年プール石炭標準価格ヲ交渉ノ末、昨年末総平均前年度ニ比シ五銭（一屯）高ニシテ協定セリ、炭量三百五十万屯内売約済一八〇万屯、向後売却スヘキモノ百七十万屯ニシテ即チ後者ヲ売上ケ前者ノ値段ト平均ヲ取ルヘキ考ナリ

さらに、一九一二年末から一三年初めにかけて、三井物産では、新規の一手販売契約締結による販売量の増加がプール制と並行してすすんでいた。すなわち、三井物産取締役会決議にみるつぎのような新規契約である。⁶⁾

一、峰地炭坑主蔵内保房氏へ同鉱業財団抵当貸金、石炭一手販売引受之件（一九一二年一月一日決議）

一、松島炭礦投資並同炭一手販売引受之件（同二月二〇日決議）

一、村井太兵衛、伊万里方面三ヶ所炭坑ノ出炭五ヶ年一手販売引受（一九一三年一月一〇日決議）

一、北海道炭礦汽船株式会社ノ石炭ノ北海道以外ノ委託販売引受之件（同三月七日決議）

これらは、三井物産のプール制による筑豊炭販売の実施を前提にした拡大であると考えられる。そして、北海道の炭礦については、翌一九一四年二月、三井物産と三井鉱山会社、北海道炭礦汽船会社との三者間で販売組合を設立し、三井鉱山、北海道炭礦汽船両社の北海道産出炭ならびに三井物産関係炭をプール販売する契約が成立したことに注意して

おきたい。この北海道石炭販売組合規約は、資料8である。この実施は、一九一五年(大正四)一月一日からであった。⁷⁾

資料8 北海道石炭販売組合規約⁽⁸⁾

第一条 北海道炭礦漁船株式会社(以下甲ト称ス) 三井鉱山株式会社(以下乙ト称ス) 及三井物産株式会社(以下丙ト称ス) ハ北海道産出石炭ノ販売ニ関シ共同ノ利益ヲ保護スル為メ本組合ヲ組織ス

第二条 本組合ノ事務ヲ処理セシムル為メ組合員中ヨリ各二名宛ノ代表者ヲ選定スルモノトス

第三条 本組合ニテ取扱フ石炭ノ種類左ノ如シ

甲ニ属スル夕張、空知、幾春別、幌内炭

乙ニ属スル登川炭

丙ノ一手販売権ヲ有スル歌神炭及丙ニ特別ノ関係アルモノニシテ特ニ本組合ヘ協議シ其承認ヲ經タル買付炭

第四条 本組合ハ前条各種石炭ノ受渡及北海道内ニ於ケル販売ハ直接之ヲ取扱ヒ道外ノ販売及受渡ハ凡テ丙ニ委託スルモノトス

第五条 本組合ハ毎年五月ト十一月ノ両度ニ其取扱石炭ノ基本価格ヲ協定スベシ

第六条 本組合ハ商売上臨時必要ト認メタル時ハ組合員ノ同意ヲ得テ第三条以外ノ石炭ヲ買付スルコトヲ得

前項買付炭ハ買入値段ヲ以テ本組合ノ計算ニ入ルモノトス

第七条 本組合ハ石炭ノ売却成立ノ都度其價格数量期限等ヲ組合員ニ報告スルモノトス

第八条 本組合ノ取扱ニ属スル石炭ハ積出地着ヲ以テ本組合ノ計算ニ入ルモノトス

第九条 本組合ハ北海道内ニ於テ必要ニ応シ甲丙ノ従来使用セル建物貯炭場船及曳船ヲ相当ノ料金ヲ定メテ借受クルモノトス

第十条 品質、斤量並ニ違約ヨリ生スル責任ハ本組合ノ計算ニ入ルヘキヲ以テ各組合員ハ相互注意シテ質量ノ改善並契約ノ履行ニ努

ムヘシ

但質量ニ関スル苦情並ニ違約ヨリ生スル損害ニシテ特ニ坑所ノ過怠ニ原因スト認ムヘキ場合ハ該当組合員其責ニ任ス

第十一条 石炭売上代金ノ回収ハ本組合之カ責ニ任スルモノトス

但丙ニ委託ノ分ハ不可抗力ノ場合ヲ除キ丙自ラ其責ニ任スルモノトス

第十二条 本組合ハ販売手数料トシテ受入屯数ニ対シ基本価格ノ参分ヲ徴集スルモノトス

第十三条 道外販売手数料及積出手数料ハ本組合ト丙トノ間ニ別ニ協定スルモノトス

第十四条 本組合ハ前月中ノ受入炭ニ対シ基本価格ニ依リ炭代ヲ翌月十五日マテニ計算スルモノトス

第十五条 本組合ニ要スル資金ハ丙ノ金融ノ許ス程度ニ於テ借入レ時々ノ協定利率ニ依リ利息ヲ支払フモノトス

第十六条 本組合ハ帳簿ヲ具ヘ諸勘定ヲ分別明瞭ニ為シ置クヘシ各組合代表者ハ何時ニテモ関係書類帳簿ヲ閲覽スルコトヲ得

第十七条 本組合ノ決算ハ六月及十二月ノ半季毎ニ之ヲ行ヒ組合員總會ニ附議スルモノトス

第十八条 本組合ノ債権債務ハ各組合員ノ受入噸数ニ依リ按分負担スルモノトス

第十九条 本組合ノ收受セル手数料基本価格ニ対スル売上差金及雑収入ヨリ組合經費ヲ控除シタルモノヲ利益金トシ左ノ方法ニ依リ

処分ス

一、積立金 利益金ノ拾分ノ壹

二、配当金 残余

第二十条 積立金ハ損失填補及販路拡張等ノ資金ニ充ツルモノトシ毎季受入噸数ニ比例シテ各組合員ノ持分ヲ定ムルモノトス

利益金配当ハ毎季受入噸数ニ比例シテ之ヲ算定スルモノトス

第二十一条 決算ニ於テ損失ヲ生セシ場合ハ先ツ積立金ノ各組合員持分ヨリ差引キ填補シ不足アル場合ハ各自之ヲ出金スルモノトス

第二十二条 本組合契約ハ別ニ期限ヲ定メス組合員協議ノ上之ヲ解除スルコトヲ得

附 則

一、本規約ヲ遂行スル為メ本組合ハ札幌、小樽、室蘭、函館ニ於テ道内販売及船積ニ関スル事務ヲ取扱ヒ東京ニ於テ道外販売ニ関シ丙トノ交渉及計算整理ニ関スル事務ヲ取扱フモノトス

二、本規約以外ニ甲丙又ハ乙丙間ニ於テ締結セル石炭委託販売契約条項ハ本組合ニ於テ之ヲ繼承シ若シ変更ノ必要ヲ生シタルトキハ各当事者間ニ於テ協定スルモノトス

三、前項契約ニ依ル販売手数料ハ本規約第十二条所定ノ手数料ノ中ヨリ支弁スルモノトス
以上協定ノ精神ヲ尊重シ堅ク其ノ遂行ヲ誓約スル証トシテ本書參通ヲ作り各組合員記名調印ノ上各々通ヲ領有スルモノナリ

大正三年十二月二十五日

東京市日本橋区本革屋町五番地

○（社印） 北海道炭礦汽船株式会社

取締役会長

団 琢磨 ○（印）

東京市日本橋区駿河町壹番地

三井鉱山株式会社

取締役社長

三井 元之助 ○（印）

東京市日本橋区駿河町壹番地

○（社印） 三井物産株式会社

代表取締役社長

三井源右衛門 ○（印）

この通称北海道売炭部の設立は、販売組合への参加坑主が三井財閥の直系、関係会社であった点、筑豊炭のプール制とは異なった坑主関係を前提にしているが、筑豊で実施したプール制の経験をふまえて実現した組織であった。たとえば、石炭の基本価格の決定を五月と十一月の二度の協定によるとしたこと、プール利益金（主に販売代金と基本価格との差金）の一〇分の一を損失準備や拡販資金の積立金としたことなどであった。もちろん、販売を直接にはなく、第三者的組合を介して三井物産へ委託するという組織自体新しいものであった。三井物産が受け取る販売手数料は、附則に定めるように、三井物産と坑主個別の別契約に基づいて、組合を通して支払われた。三井物産と北海道炭礦汽船会社との間で、一九一三年（大正二）三月一七日に結ばれていた一手販売契約は、そのまま継承され、販売手数料は売上代金の二・五パーセント（二分五厘）であった。⁹⁾

なお、筑豊炭についての石炭プール計算規定は一九一四年（大正三）四月に改正されている。¹⁰⁾ 改正の具体的内容については確認できないが、積立金規定の問題、松島炭礦のプール制への参加問題などではないかと推測される。松島炭礦株式会社は、一九一五年上期（始期一九一四年一月）よりプール制へ参加した。

ところで、一九一六年（大正五）になると事態は大幅変わったようである。藤村上海支店長は坑主側の不誠意をなじり、とくに麻生を名指しで非難している。それにたいして、小林石炭部長らはいちおう、それは事情に疎いための誤解であつて、資料を提示した詳細な説明によつて坑主は納得するという樂觀的な見通しを答えている。だが、同時に小林は状況の変化を読み取り、販売における三井物産のいっそうの努力を強調し、そのための具体的施策として、一つには販売諸設備の完成による諸掛り経費の節約、もう一つは内地販売量の拡張という二つの点をあげていた。プールから排除された下等「雑炭」がプール制の抜け道になつてゐることを考慮した指摘であつた。

この間、貝島、麻生ら坑主側でも販売にたいする関心がいっそう強まつていたようである。貝島では、一九一四年（大正三）七月、本社（福岡県直方町）に商務部を設け売炭係、運炭係をおき、自ら市場調査、「雑炭」販売へ積極的に乗り出した⁽¹⁾。また、麻生でも、小林の発言（前掲資料7、三五三ページ）にあるように一九一六年（大正五）当時、高商出身者を多数採用し、「雑炭」販売の機関を作つたという。

一九一七年（大正六）六月に開かれた第五回支店長会議は、プール制解散が貝島によつて提起されるわずか二か月前のことであつた。しかしそこで、プール制の改善についての論議はあつても、その破綻を予測するような発言はみられない。この時、問題となつてゐることは、プール炭送炭量の減少とそれに対応した「雑炭」自社販売量の増加であつた。そして、このプール制に違約した行為を最も咎められてゐるのは麻生であつた。

坑主側の立場にある古田三井鉱山商務主任の発言をみると、このような事態は炭況の好況によるのであつて、いったん炭況が不況になればプール炭への送炭量が著増するであろうと、プール制が不況下において最も歓迎される制度であることを指摘してゐた。同時にそれは、第一次大戦による需要増加、炭価急騰の状況にあつて、従来のままプール制を維持することが非常に困難となつてきた事情を物語つてゐた。

これにたいして小林石炭部長は、三井物産の販売能力が大の浦三尺炭級に及ばない下等炭について弱いことを認め、その販路拡張に努力してきたが、未だ貝島、麻生の「雑炭」全部を引受けるまでに至っていないと答えている。注目されるのは、以上の論議のなかで三井鉱山については「雑炭」まで含めて全部プール炭として扱うが、貝島、麻生については「雑炭」が除かれていたことが明らかにされている点である。このことは、プール制によって可能になった混炭の自由が、実際には貝島、麻生の優良炭と三井の下等炭とを主にした混炭であったことを意味し、貝島、麻生らが享けるプール制による利点は、実際には、多量の出炭が一定の価格で必ず販売可能という価値実現の量的側面(炭礦の存立に不可欠な側面ではあるが)に限られたのである。いいかえれば、貝島炭など銘柄炭の評価は、このような仕組みのなかでは必然的に本来の市場相場より低められ、価値実現の質的側面は構造的に否定されることになった。この点にも、プール制が不況期において円滑に運営され、炭価急騰によって破綻せざるをえない原因があったといえよう。⁽¹²⁾

- (1) 三井物産株式会社「第二回支店長諮問会議事録」(大正二年七月)、物産一九八一。
- (2) 同「第三回支店長会議事録」(大正四年七月)、物産一九八一。
- (3) 同「第四回(大正五年)支店長打合会議事録」(大正五年六月)、物産一九八一。
- (4) 同「第五回(大正六年)支店長会議事録」(大正六年六月)、物産一九八一。
- (5) 三井物産株式会社「自明治四十五年七月取締役会議録」第八号、物産一八二。
- (6) 同右、ならびに「自大正二年二月取締役会議録」第九号、物産一八三。
- (7) 一九一四年(大正三)二月二五日に開かれた三井物産会社取締役会において、福井菊三郎常務取締役はつぎのように報告している。

曩ニ評決ヲ経タル北海道石炭共同販売之件ハ、鉱山、炭礦漁船、当社間之協定整ヒ、来年一月一日ヨリ実行ノ管ナリ、当社ヨリハ北海道ニ於ケル委員トシテ平田篤次郎(小樽支店長)、東京ニ於ケル委員トシテ赤羽克巳(石炭支店長)ヲ指定スル

コト、セリ(三井物産株式会社「自大正三年九月取締役会議録」第一号、物産一八五)。

(8) 「文書部保管重要書類」(三井物産)。

(9) 一九一八年(大正七)四月二十九日の追約では、販売手数料が国内三パーセント、海外四パーセントに改定されている(同右資料)。

(10) 一九一四年四月一〇日三井物産取締役会決議「石炭プールの計算規定改正ノ件」(三井物産株式会社「自大正三年十二月取締役会議録」一〇号、物産一八四)。

(11) 貝島鉱業株式会社「貝島会社年表草案」一一六〜七ページ。なおこの「年表草案」の利用については、田川市立図書館で同資料閲覧の便宜を得、その後法政大学経営学部宇田川勝氏の御厚意によりコピーの提供を受けた。

(12) プール制による石炭販売利益について、一九一四年下期石炭部長のつぎのような報告がある。

……各炭中最も利益割合多きものは、英炭の屯当り十三円五十六銭と云ふ破格の儲を筆頭に……プール炭の三銭最も少なく成績不良有之、プール坑主側より八ヶ間敷注文の出つる理由強ち無理にも無之義と奉存候(三井物産石炭部長報告「大正三年下季決算成績ニ就而」、物産三九七)。

この報告にみる利益計算は、社外、社内全部を含めた各部、支店間の取引を基礎に、経費、利息などを組み込んであるので、石炭販売における利益金額自体の妥当性についてはさらに吟味を要するが、三井物産の石炭販売中で最も比重の高いプール販売炭が、最も利益の薄いことは明らかであらう。

三 プール制の解散とその後

1 プール制の解散

発足後六年間つづいたプール制は、一九一七年(大正六)一〇月末限りで解散されることになった。解散に至る直接のきっかけは、同年八月に貝島がプール制脱退を申出たためであった。先にみたように、炭価が狂乱に近い暴騰を示す

（前掲第1表、三三三ページ参照）なかで坑主側の不満は募つていったが、三井物産側では脱退までを予期していなかった。とくに、それが麻生ではなく、貝島からの申出であつたことは、予測しえないことであつたに違いない。三井鉱山とともにプール制への年間出炭量が優に百万トンを超え、また最優良炭に属する良質炭を提供してきた貝島がプール制から脱退することは、もはやプール制の存続が困難であり、その解散しかありえないことを意味した。三井物産の取締役会では一九一七年八月四日、「貝島石炭プール脱退、一手販売引受ニ付協定案」が決議されて⁽¹⁾いた。

プール制の積立金などの精算は、下期決算期の一九一七年一〇月末を区切りにしてなされたが、売却済み炭の清算は翌年以降にまで及んだ。その経過はつぎの資料9にみる通りである。なお、この資料から、実際のプール制計算を窺ふことができる。

資料9 プール解散経過⁽²⁾（一九一八年六月門司石炭支部報告）

(一) 解散ノ事情

麻生商店ニテハ予テヨリプール脱退ノ希望ヲ有シ居リシガ、昨年八月ニ至リ突如貝島ヨリプール脱退ノ声明ヲナシ其意牢トシテ動カスベクモ非ズ、爰ニ貝島、麻生ヲ除キテハ残ルハ三井直系坑主ノミトナリ、別ニプールノ必要モ無キ為メ自然解散スル事ニ決ス
解散ハ大正六年プールノ決算期十月末日限トス

(二) 清算方法

跡仕末方法ニ関スル眼目次ノ通り決定ス

(A) 大正六年十一月ノ十二月中扱炭ノ処分

取扱ノ便宜上又プールノ成行上年内ハ特別扱トシ、プールノ延長シタルモノト看做シプールト同一ノ取扱ヲ為ス

(B) 七年一月一日以後荷渡契約ノモノハ総テ各坑主自身ニ持帰リテ各自ガ履行スル事トシ之レヲ更ニ二ツニ分ツ

(甲) 六年七月卅一日迄ニ成約セルモノ

(乙) 六年八月一日以後ニ成約セルモノ

(甲) ニ対シテハ今日ノ時価ニ比シ安値約定ト看做スベキモノニ付、之レニブール全体ヨリ相当ノ補償ヲ与フル事

(乙) ニ対シテハ時価相勢ト大差ナキモノナル故坑主自身無条件ニテ持退ル事

即チ前記(甲)ガ別項ニ填補金計算トナリテ清算ニ付セラレタルモノトス

ブール清算概要

(一) ブール清算ニ附セラルベキ基金ノ高ク

ブール六年下季利益	¥ 1,365,000
六年十一/十二月利益(推定)	" 750,000
六年上季迄ノ積立金	" 387,000
内控除スベキモノ	¥ 2,502,000
三井物産六年下季口銭	328,000
" 買付炭六年下季利益	271,000
" "十一/十二月"	100,000
	¥ 699,000
勝 引	¥ 1,803,000

即チブール団ニ分配セラルベキ金高ク百八十万三千円ナリキ

此ノ各社分配額ハ次ノ如シ

三井 鉱山	六六八、〇〇〇円
貝 島	六八〇、〇〇〇円
麻 生	一五六、〇〇〇円
松 島	一一四、〇〇〇円
物 産	九五、〇〇〇円
計	一、八〇三、〇〇〇円

石炭販売プール制の成立とその経過 (松元)

(二) 填補金計算

(A) 填補ノ程度

プール時代ノ安約定(六年七月末以前ニ成約セルモノ)ニ対シ填補ヲ与フル事トシ、填補額ハ六年度基本価格ニ一円〇七銭六厘ヲ加エタル単価(松島炭七年度売値段平均ト六年基本価格平均トノ差)ヲ以テ其準トシ、此基準ニ対スル不足額丈ヲ填補スル事トナル
右計算ニ依ル各社ノ受クル填補金ハ次ノ通り

貝島	423,945 円	ニ対シ	¥ 284,800
麻生	86,350 "	"	" 53,700
飯山	597,132 "	"	" 861,500
松島	84,100 "	"	" "
物産	73,400 "	"	" 163,700
	1,264,927 円	ニ対シ	¥ 1,363,700

(B) 填補金支出方法

右填補金ハプール開始以來各社ガプールニ持出シタル総噸数ニ按分比例シテ分担スル事トナル
其各社ノ分担率次ノ通り

貝島	31.59%	¥ 430,800
麻生	9.22 "	" 125,700
飯山	37.57 "	" 512,400
松島	4.60 "	" 62,700
物産	17.02 "	" 232,100
計	100	¥ 1,363,700

(C) 填補金収支

前記(A) (各社ノ受填補金) (B) (各社支出填補金) トラ差引計算スレバ次ノ収支トナル
貝島 払(一) 146,000

麻生	〃	(一)	72,000
敏山	受	(十)	349,100
松島	払	(一)	62,700
物産	払	(一)	68,400

(三) 物産ノ受填補金辞退

物産ハ其受填補金ヲ ¥163,700 ヲ辞退シ、同時ニ其支モ全填補金ヨリ右額ヲ差引キタル額ニ対シ自己ノ割前ヲ負担スル事トス、

右計算ニ依リ物産支出減少額 ¥27,900 ナリ

其結果物産辞退ノ為メ余分トナリタル額ハ ¥163,700 - ¥27,900 = ¥135,800 (即チ物産ノ持分対比)、右十三万五千八百円ハ下ノ通り三社ニ分配ス

貝島	31.59%	¥94,500(+)
麻生	9.22%	¥27,600(+)
松島	4.60%	¥13,700(+)
即チ物産ハ		¥135,800(-)

(四) 通算ノ結果

前記(一)(二)(三)ヲ通算シ各社ノ持帰り金ヲ示セン

三井敏山	¥1,017,000
貝島	〃 628,000
麻生	〃 111,000
松島	〃 156,000
物産	〃 -109,000
	¥1,803,000

即チ第一ノ各社分配額合計ニ合致ス

(五) 附記

○物産ハ受填補金ヲ辞退シテ一〇九、〇〇〇円ノ支出計算トナリシモ、前記第(一)ニ記ス如ク既ニ六九九、〇〇〇円ノ天引利益ヲ占有シ居ル故、尚差引五十九万円ノ利益ヲ持帰ル訳ナリ

○右精算以外ニ雜勘定トシテ約十七万三千元ノプール団利益アル見込ナルモ此レハ HAL. NAT. 等未回収金ノ引当ニ Reserve
スル事トナル
(付屬一覽表省略)

それでは、プール制の解散について三井物産はどのような評価を与えていたであろうか。つぎの資料10をみよう。五つの原因をあげたなかで、やはり、炭質の問題、それとの関係で混炭の問題が指摘されている。

資料10 「プール」ノ解散⁽³⁾(一九一八年六月三井物産石炭部報告)

「プール」坑主ノ一タル麻生商店ハ予テヨリ「プール」脱退ノ希望ナリシガ、昨年八月貝島社ガ突如「プール」脱退ヲ申出タレバ
残存スルモノハ三井直系坑主ノミトナリタリ
為メニ最早ヤ「プール」ノ必要ナク、遂ニ昨年未存続期間六ヶ年ニシテ爰ニ「プール」ハ解散ヲ見タリ、
今解散ノ主ナル原因ヲ見ルニ左記ノ如シ、
(一)坑主相互ノ融和ヲ欠キタル事
(二)各坑主間ニ炭質善惡ノ差有リテ、市場ノ如何ニヨリテ利害關係相反セル事
(三)混炭ニヨリ各自坑石炭ノ真価ヲ認めラレザル苦情
(四)長期契約ニヨル損害負担ノ苦情
(五)当社ニ利益分配ノ不平

(傍点原資料)

参考までにプール制の利益分配がどう評価されていたか、別の資料11をあげておく。多様な品質からなる多種の石炭を販売して、その利益を同一条件で分配する難しさが指摘されている。

資料11 石炭販売利益分配又ハ損失負担ノ不公平トナル坑主ノ事情(一九一八年八月三井物産石炭部)

三池、北海道、松島、筑豊其他九州炭撫順各特種ノ炭質ヲ有シ、標準価格決定後年ニヨリテ相互炭価ノ差一樣ナラズ、「輸出ノ振不振」、「コークス原料炭ノ振不振」、「一等炭ト二等炭ノ直段ノ差ガ年ニヨリ差アルコト」、「各消費地事情變動ニ依ル影響」アルモノヲ一団トシテ一括シタル損益ヲ、按分率ニヨリ処分スルコトハ不公平トナリ、甲坑主石炭ニテハ利益勘定トナリ居ルニ、乙坑主勘定ニテ多大ナル損失アリタル為メニ甲坑主利益ヲ以テ補フコト能ハズ、甲坑主ハ損失ヲ負担スル場合モアルベク、為メニ坑主間ニ不
平起ルベシ

「ブール」時代ニ於ケル経験ニ依レバ、貝島、麻生ハ他社ノ石炭ノ為メニ利益ヲ受ケルコトヲ望マサル代リニ、損失ヲ分担スルコトハ同意セズ、損益共通ノ一致点ヲ見出スコト能ハズ

つぎに、ブール制解散ノ翌年に開かれた三井物産第六回支店長会議における古田慶三の発言を資料12からみておこ
う。古田はすでに三井鉱山会社商務主任を辞め、三井鉱山会社の関係会社石狩石炭株式会社の取締役に就いてた。

資料12 第六回支店長会議(一九一八年六月)

古田石狩石炭会社取締役 ……過刻萩田氏ヨリ「ブール」ノ事ニ関シ述ヘラレシカ、「ブール」創立以来自分ハ終始之ニ関係シ来リ、恰モ「ブール」解散後間モナク自分モ関係ヲ絶チ、石狩石炭ニ移リタル次第ニテ、「ブール」解散ハ誠ニ遺憾トスル所ナルカ、其解散ノ止ムナキニ至リシ理由ハ、一言ニシテ云ヘハ、坑主側ニ於テ他ノ炭坑業者ノ得タル利益ニ比シ、自己ノ利益少シト考ヘタルコト是レカ原因ヲ為シタルモノ、如シ、而シテ一方此石炭ヲ取扱ヒタル物産会社ハ、意外ノ利益ヲ得タリヤト云フニ是亦然ラス、殆ト規定ノ手数料ヲ受ケ、又契約ニ基キ残リノ利益ノ一部分ヲ報酬トシテ受ケシニ過キス、此ノ如ク坑業者モ余リ多ク利益ヲ得ス、又之ヲ取扱フ物産会社モ余リ利益ヲ得ス、結局坑主自カラ販売スルヨリハ成蹟悪シト云フニ掃着ス、自カラ販売シテ利益ヲ得タル安川其他ノ大坑主ハ皆ナ殆ト石炭成金トナリタルニ拘ハラズ、不幸ニシテ物産会社ニ取扱ヲ委託セル坑主ハ夫程ノ利益ヲ得ラレストノ考ヲ有スルニ至リシカ原因トナリ、遂ニ解散ノ止ムヲ得サルニ立至リシ次第ナルカ、其以外ニ尚ホ時勢ノ變遷ハ坑主ハ単ニ石炭ヲ採掘スル丈ケニテハ満足セズ、自カラ其採炭ヲ販売セントノ考ヲ有スルニ至リ、又例ヘハ大ナル需要者ハ中間ニ在ル代理

店ヲ經ス坑業家ヨリ直接買入レヲ為サハ直段モ安カルヘク、供給モ確實ニシテ又品質モ一定ノモノヲ手ニ入ル、コトヲ得ヘントノ考ヨリ、成ルヘク坑業家ニ直接接近シテ買入レヲ為サントシ、坑業家ト需要家ト非常ニ密接ナル關係ヲ生シ、坑業家ノ考モ大ニ異リ來リ自カラ商売ヲ為サントスルニ至リシモ、亦「プール」解散ノ一原因ナルヘシ、既ニ昨年会合ノ節ニモ、坑主側ニ於テ其考ヲ有セシコトハ多少我々ニモ推測セラレタル次第ニテ、此儘ニテハ到底「プール」ハ継続シ行クコト能ハサルヘシト感シタリ、故ニ鉱山会社並物産会社ハ何等カ方法ヲ講スルコト必要ナルヘキ旨ヲ其節申入レタリシカ、不幸ニシテ其予言的中シ、其想像ハ一ヶ月ヲ出テサル内ニ事突トシテ現ハレ來リシハ誠ニ遺憾ナリ、其ノ如ク坑主側ノ考モ異リ來リタルヲ以テ、今後物産会社ニ於テ代理店トシテ石炭商売ヲ為スニ付テハ、余程其方法ヲ考フル必要アルヘシ、鉱山会社ニ於テハ無論自カラ販売スルカ如キ意思毛頭ナク、今日ニテモ全然委託シアル有様ニシテ、又鉱山会社ハ平素商売上ノ引合等ニ付テモ其協議ニ預リ、物産会社商売ノ内容ヲ見ルコトヲ得ルヲ以テ其間何等誤解ナキモ、他ノ坑主ハ古キ頭ヨリ割出シ自カラ商売ヲ為サハ利益モ多カル可ト考へ、現ニ麻生ノ如キハ販売店ヲ若松ニ開キ、其他大阪ニモ店舗ヲ置キシモノ、如ク、貝島氏モ矢張り多少同様ノ考ヲ有シ一部分自カラ売捌キタシトノ考ニテ、多少之ヲ実行シツ、アルカ如シ、此ノ如キ有様ナレハ今後ハ販売ノ引受ヲ為ス場合ニモ、以前ノ如ク單純ナル委託ニ依リ取扱ヲ為スコト困難ナル可ク、矢張り坑主ニ能ク内容ヲ知ラシメ、坑主ノ意思モ能ク酌ミ取り委託者ト共ニ販売ニ當リ、一層其關係ヲ親密ナラシムル方法ニ依ラサレハ坑主モ満足セス、終ニハ自カラ販売ヲ為サントスルニ至ルヘキヤニ思ハル、現ニ北海道炭ニ付テモ売炭部ナルモノ設ケラレ一種異レル形式ニ依リツ、アリ、是等モ炭礦汽船会社ニ於テ全然物産会社ニ販売ヲ委託スルコト能ハサル事情ヨリシテ、此売炭部ナルモノヲ設ケラル、ニ至リシ次第ニシテ、此ノ如ク坑主カ商売ノ事ニ迄當リ見タントノ希望ヲ有スル時機ニ進ミツ、アルカ如クナレハ、今後委託ヲ受ケ坑主トノ間ノ連絡ヲ結フニハ余程其方法ヲ研究シ、相共ニ商売シ行ク迄ニ接近セシムルコト、最モ必要ナリト考フ（「第六回(大正七年)支店長會議事録」二四〇五ページ）

- (1) 三井物産株式会社「自大正六年八月取締役會議錄」第一五号、物産一八九。
- (2) 同「大正七年六月 至大正七年三月會議資料」、物産三三八—一。
- (3) 同「大正七年六月支店長會議資料」、物産三三九—一。
- (4) 同「三井鉱山、北海炭礦希望石炭販売統一問題」(大正七年八月)。
- (5) 同「第六回(大正七年)支店長會議事録」、物産一九八一—六。

2 解散後

プール制解散後、プール制参加坑主と三井物産との関係はどうなったか。資料を通じて確認されることを明らかにしておこう。まず、「大正七年六月一手販売契約調」から抜粋した資料13をみよう。

資料13 プール解散後の一手販売契約¹⁾

貝島鉱業株式会社、三井鉱山株式会社、松島炭鉱株式会社、麻生商店へ、従来当社トプール干係ニアリシモ、昨年プール解散トナリ前三者ハ其ノ大浦、大辻、岩屋、満之浦炭(貝島)、田川、伊田、山野、本洞炭(三井鉱山)、松島炭(松島)ノ委託販売ヲ引続キ当社ニ委託シ、麻生ハ其ノ芳雄、豆田、上三緒炭ヲ打切勘定ヲ以テ当社ニ一手販売方委託スル事ニ協定成レリ。

すなわち、これによると各坑主からの石炭販売委託は、個別に継承されることになったのである。量的にみれば、貝島炭が年一〇〇万トン、麻生炭が同二〇万トンの契約と、前年にくらべて若干減少した程度で、委託販売炭の総量はプール制時代と余り変わらないとみてよいであろう。しかし、委託契約の内容を検討すると、従来からの内容をもつ一手販売契約が継承された相手は、三井鉱山と松島炭礦とだけであって、貝島と麻生とは新規契約によっていた。麻生の場合、打切り勘定で事実上の買取りであった。

貝島との新規契約は、つぎの資料14である。この覚書の特徴は、一つは百パーセントの一手販売委託ではなく、一部分(総量の一七パーセント以内)の坑主自由販売を認めたことであり、もう一つは、混炭を全く認めず「貝島炭」の銘柄を復活させたことである。この契約とプール制契約との相違は明瞭であり、三井物産にとって、かつての一手販売契約からも後退した条件であった。三井物産は、貝島炭の販売権を一切失うことをいちおう回避しながらも、石炭市場において貝島と事実上競合せざるをえない条件を認めることになったのである。貝島は、やがて販売部門として貝島商業会

社を設立し(一九一九年一〇月)、自ら石炭販売をおこなう体制を整えていく。このような経過をみると、プール解散の時点で、すでに貝島は自社販売の方向を目指しており、貝島にすれば、販売体制を整備するまでの過渡的措置として三井物産と覚書を結んだといえなくもない。

資料14 プール解散後の三井物産と貝島鉱業との販売契約⁽³⁾

覚書

貝島鉱業株式会社常務取締役貝島太市ト、三井物産株式会社常務取締役福井菊三郎トノ間ニ、貝島家経営ノ石炭販売ニ付、左ノ通り協定相互快諾セリ

第一 貝島ハ一意三井ニ信賴シ、貝島ガ従来三井ニ販売ヲ委託シタル石炭ノ一手取扱ヲ、今後モ三井ニ委託シ、三井ハ誠心誠意貝島ノ利益ヲ擁護シ、専心有利ニ之レガ販売ノ任ニ当ルコト

但貝島ハ、自己ガ特種ノ關係ヲ有スル得意先及石炭取引上三井ト衝突セサル直接需要者ニ直接販売スルコトヲ得、其数量ハ毎年三井ガ取扱フヘキ貝島炭総高ノ割七分ヲ超ヘサルコト

第二 天災不可抗力其他已ムヲ得サル事故ノ為メニ、貝島ガ採掘スル石炭ノ数量暴減シタル時ハ、三井取扱、貝島取扱数量ヲ按分比例ニテ減少スルモノトス

第三 貝島ハ前記一手販売手数料トシテ、個々約定ノ實際ノ売渡直段ヨリ運賃諸掛ヲ差引キタル純手取、即チ若松貨車着直段ニ対シテ三分ヲ三井ニ支払フコト

第四 販売直段ハ個々ノ約定ニ対シ、予シメ貝島ノ承認ヲ經ルコト

第五 運賃保険料為替並諸掛ハ引合ノ都度三井ヨリ其計算ヲ提示シ、左ノ三方法ノ一ヲ貝島ニ於テ撰択スルコト

イ 三井提示ノ予算ヲ以テ、三井ニ之ヲ引受ケシムルコト

ロ 三井提示ノ予算ヲ以テ、貝島三井ノ共通計算トナスコト

ハ 全然貝島ノ危険ト費用ト於テスルコト

第六 三井ニ於テ貝島炭ト他炭トノ混交ヲナシ、若クハ他炭ニ貝島炭ノ名義ヲ使用スルコトハ、一切之ヲナサザルコト

但万已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ、貝島ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第七 石炭ノ出納、運賃、諸掛ヲ常ニ明瞭ナラシムル為メ、三井ニ於テハ貝島炭ノ帳簿ヲ他炭ト區別シ、何時ニテモ貝島若クハ其代表者ニ示シ、之レガ説明ヲナスヘキコト

第八 石炭ノ品質及斤量ニ関シテハ、貝島ニ於テ責任ヲ有スルコト

第九 石炭ノ売揚代金回収ニ対シテハ、三井其實ニ任スルコト

以上

大正六年八月十五日

貝島鉱業株式会社

貝島太市

○(印)

三井物産株式会社

○(社印) 常務取締役

福井菊三郎

○(印)

三井物産では、特種商品取扱規則により、一九一一年(明治四四)石炭部を設置して以来、その本部を門司支店に置いてきたが、一九一七年(大正六)七月それを東京本店へ移した。北海道炭等の取扱が増えたこと、京浜市場の拡大などをその理由としていたが、折悪しくも本部移転の直後にプール制は破綻したのである。

その後、貝島との関係はどうなったであろうか。一九二〇年(大正九)八月、戦後反動恐慌が進行し炭価の急落が予測されるなかで(前掲第1表、三三三ページ参照)、覚書は解約され、貝島は三井物産との石炭販売の関係を完全に切った。

その事情を貝島側の記録からみよう。資料15。

資料15 三井物産と貝島鉱業との絶縁⁽⁴⁾

(大正九年(西曆一九二〇年)8・19)

明治二十四年以來三井物産会社に委託せる石炭販売契約を解き、自家販売とす

〔商業会社第三回九・七・一三事業報告書〕

本期間中最も特筆すべきは貝島對三井關係にして、事体營業部の記述すべき事項にして重複の嫌あれども、茲に其の概要を録せん
 事体三井對交渉案件は、大正九年春以來種々重疊し來りしが、殊に大正九年度委託炭の内四十万噸余は、二月に入りても一向に約定出來ざる為、屢々之れが売捌方に付て交渉督促共に相試みると雖も、一向に埒明かず、然るに当方取扱のものは既に全部を上げて売約済なるも、三井は遷延を重ね何等の曙光を不見、當時社長には病床に有之、此儘に打過ぎては、後日如何なる破目に陥るやも難計を以て、森本、赤松両重役は東京三井本店に至り、共同にて之れが売捌方を提議したるも、三井は之れを斥け、尚進んで根本問題の解決方を申出し為、當時乍遺憾其話しは未解決の儘となし、一行は引揚げたりしが、折から財界恐慌の波瀾は実に慘憺たるの時に際會しけるが、其悲惨時に當り遂に三井より、將來に對して是迄の契約を破棄し、採掘炭全部を上げて三井に取扱はしむるか、然らざれば全部貝島にて取扱ふかの二途あるのみにて、夫れ以外にて根本を解決することは不可能なりとの大問題を提議し來り、あまつさへ之れが回答を七月十日迄になすべき旨を以て肉迫し來りたり、惟れは先井上侯爵閣下の深き御思召により三井との關係取結ばれてより殆んど三十年、其間時代の変遷と共に若干変化ありと雖も、兎も角も三井とは親善なる關係を契、継続し來り、決して一朝一夕に成立したるものにあらず、故に先鮎川顧問代理を経て現侯爵閣下に事体を具し、侯爵閣下の御指図を仰ぐ事とし、三井家よりも同様団氏始め重なる人より侯爵閣下に御指図を仰ぐこととなれり、當時侯爵閣下には御病氣中にも不拘種種御研究の末、社長御兄弟の上京となり種々御下問の末、遂に三井の提案の一たる全部貝島にて取扱ふことに決定せられたり

この資料15から明らかになる事情は、三井物産が反動恐慌に乗じて、前掲覚書で定めた不利な契約を一挙に改定しようとする目論み、改定かそれとも委託販売の一括返上かと貝島に二者択一を迫っていることである。結局、貝島は一括返上を受け、以後貝島炭は、貝島商業会社の手で一手販売されることになった。

(1) 三井物産株式会社「大正七年六月一手販売契約調」第四葉、物産三三七一八。

(2) 前掲「貝島会社年表草案」一五〇〜二ページ。大正八年一月三日の項、以下の通り。

貝島商業株式会社を創立す（設立十月二十八日、登記十一月三日）

所在地 福岡県鞍手郡直方町大字直方七二〇番地

資本金 一千万円 内払込金二百五十万円

目的

一、石炭売買業

二、貝島合名会社が関係する事業の生産品及需要品の売買業

三、運送業

四、前項に掲げたるものに附帯する事業

役員

取締役社長 貝島太市

取締役 森本邦治郎 河崎鏡

赤松治部

監査役 貝島栄四郎 峠延吉

本社に営業、調度、調査の三部及び秘書、会計を置き、若松支店、大阪出張所を設く

(3) 前掲「文書部保管重要書類」。

(4) 前掲「貝島会社年表草案」一五七〜八ページ。

四 プール制の意義

以上でみてきたように、石炭販売プール制は、一九一〇年前後に問題となり、一九一一年七月三井物産と坑主たちとの契約成立となった。こうしてプール制は、一九二二年一月から実施され、一九一七年八月貝島の脱退申出により、一九一七年一二月一杯で打切りとなった。

石炭販売プール制の特徴は何んであったか、それはつぎの二点に要約できる。(1)従来の委託販売における販売が契約

の建前からすれば、坑主の了解を待つて決済されたのにたいして、標準価で仕切った後の販売価が三井物産の独断で決済されることになったこと。そのうえ、損失を生じた場合に三井物産が全く負担しない取り極めによって、三井物産の販売活動はいっそう自由になったと考えられる。(2) 標準価で仕切り後の販売方法が三井物産に一任されたことにより、混炭の自由を三井物産が得たこと。もちろん、買手側の要望があれば指定銘柄炭の販売に応じたわけだが、少くとも混炭にたいする坑主側の拘束がなくなったことは、大量の石炭を販売し、現物を貨幣に換える過程で、規模の経済を機能させる重要な条件であった。

こうみるとプール制は、三井物産にとって一方的に有利な契約となっているが、にもかかわらず貝島・麻生の坑主側がプール制に踏み切った理由は何んであったか。今のところ坑主側の資料を使って裏づけることはできないが、基本的にはつぎのように考えられる。日露戦争期の高蓄積によって資金の余裕を得た坑主が炭礦設備の更新拡張に投資し、出炭量が増大してきたこと、ところが炭況は低迷し不振を極めていたこと、この供給増加と炭況不振との相互関係が増幅される過程で、著増する出炭を全て販売し尽すことが坑主側の懸案となってきたことである。坑主側にとって、坑所貯炭量の増加↓出炭制限といった最悪の事態を招くよりは、すべての現物を一定の貨幣に換える保証の方がまだましな選択であったに違いない。

したがって、プール制は炭価の高騰によって内部から崩壊する要因を、成立当初から抱え込んでいたといつてよい。しかも、プール制発足後も炭況の不振は続き、一九一四年（大正三）六月より、四社協定（三井・三菱・安川・古河）、筑豊石炭鉱業組合等の主導によって全国出炭一割制限が、さらに翌一五年（大正四）一月より二割制限への強化が実施されること、プール制参加坑主の期待は裏切られる結果になった。

それでは、筑豊炭プール制の実施は三井物産の石炭販売においてどのような意味をもったか、つぎに若干の検討を試

第4表 三井物産取扱い商品における石炭の地位 (1903~26)

(単位：千円，パーセント)

年次	販売高順位		1位	2位	3位	4位	5位	総取扱い高			
1903	石炭	20.1	棉花	18.5	米	10.1	棉花	10.0	生糸	6.7	96,215
04	石炭	17.3	棉花	13.8	綿糸	9.5	米	9.1	生糸	6.7	127,620
05	石炭	14.4	棉花	14.2	銅	11.4	綿糸	7.3	生糸	6.5	180,894
06	石炭	17.1	棉花	13.6	綿糸	13.0	生糸	7.1	砂糖	5.7	199,501
07	棉花	16.3	石炭	13.7	生糸	12.8	綿糸	7.3	米	6.4	232,885
08	棉花	12.9	石炭	12.6	生糸	10.1	機械	9.0	鐵道用品	8.9	242,771
09	棉花	14.6	石炭	13.4	生糸	13.2	機械	6.5	砂糖	6.3	223,742
10	棉花	15.4	石炭	11.7	生糸	11.5	綿糸	8.2	大豆	5.7	278,038
11	棉花	15.1	石炭	11.9	生糸	10.6	綿糸	8.2	砂糖	7.7	317,102
12	棉花	13.8	生糸	11.2	生糸	9.8	綿糸	7.7	綿布	6.0	359,336
13	石炭	14.5	生糸	13.1	棉花	9.8	綿糸	7.2	機械	5.7	402,041
14	生糸	15.5	棉花	14.4	石炭	14.0	綿糸	6.9	綿糸物	5.8	432,387
15	生糸	13.4	石炭	11.8	棉花	10.9	機械	9.4	砂糖	6.8	438,169
16	棉花	15.9	生糸	13.9	金物	9.2	石炭	8.8	砂糖	7.3	721,784
17	棉花	14.6	綿布	11.8	生糸	11.6	石炭	8.9	金物	7.2	1,095,038
18	棉花	16.1	綿布	12.8	生糸	9.3	生糸	7.8	金物	7.0	1,602,721
19	棉花	14.1	綿布	11.3	石炭	9.2	米	7.4	砂糖	7.0	2,130,270
20	砂糖	13.8	綿布	13.7	生糸	13.0	機械	7.3	金物	6.9	1,529,763
21	石炭	16.9	機械	15.5	生糸	15.4	砂糖	14.1	金物	5.9	813,970
22	生糸	22.7	機械	14.0	石炭	14.0	砂糖	10.8	金物	6.9	865,162
23	生糸	20.2	石炭	14.5	砂糖	14.3	機械	10.5	金物	6.1	882,933
24	生糸	19.0	砂糖	14.8	石炭	12.9	機械	8.3	金物	7.8	1,035,509
25	生糸	18.4	砂糖	13.3	石炭	12.3	金物	8.2	機械	6.0	1,141,729
26	生糸	16.7	石炭	11.4	砂糖	9.1	金物	7.9	ゴム原料	7.4	1,181,823

出所) 1903~13年：「三井物産株式会社沿革史稿本」。

1914~26年：「世界大戦時代並ニ其後ニ於ケル当社業務発展ノ概要」。

注) 品名の後の數値は総取扱い高にたいする割合。

第5表 三井物産石炭販売地域別の推移 (1903~1926)

(単位：千円、千トン、パーセント)

種別 年次	取扱い量の内訳					取扱い金額の内訳				
	総販売 トン数	国内販売	輸出	輸入	国外販売	総販売 金額	国内販売	輸出	輸入	国外販売
1903	3,311	51.4	48.2	0.4	—	19,307	40.2	58.6	1.3	—
04	3,941	51.5	46.2	2.2	0.1	22,097	38.0	52.1	9.6	0.3
05	4,404	55.6	43.4	0.8	0.2	26,023	49.6	47.3	2.9	0.2
06	4,156	56.4	43.4	0.1	0.1	34,072	50.7	49.0	0.1	0.2
07	4,448	52.7	46.7	0.0	0.6	31,962	46.4	52.6	0.1	0.9
08	4,265	50.8	47.2	0.1	1.9	30,686	46.1	51.7	0.2	2.0
09	4,415	50.9	46.3	0.1	2.7	29,965	45.3	51.3	0.3	3.1
10	5,016	47.6	44.5	0.2	7.7	32,601	39.7	52.3	0.4	7.6
11	5,483	48.8	44.6	0.4	6.2	33,632	40.5	52.0	1.0	6.5
12	6,645	51.5	41.2	0.5	6.8	40,323	41.0	50.7	0.7	7.6
13	9,191	41.9	50.7	0.7	6.7	58,138	32.3	59.0	0.9	7.8
14	9,492	45.9	44.9	1.2	8.0	63,612	38.0	51.6	1.6	8.8
15	8,137	55.7	34.6	1.8	7.9	51,801	47.8	41.3	2.3	8.6
16	9,420	58.3	32.6	2.2	6.9	63,189	46.4	41.8	2.8	9.0
17	9,997	67.3	24.7	1.9	6.1	97,078	51.6	37.7	2.6	8.1
18	9,291	73.6	19.0	1.6	5.8	149,143	59.9	30.8	2.5	6.8
19	9,569	74.7	16.4	1.9	7.0	156,116	66.8	23.9	2.5	6.8
20	9,689	69.3	20.5	2.6	7.6	210,036	64.6	24.8	3.0	7.6
21	7,988	65.7	22.1	2.4	9.8	137,589	59.3	27.2	2.9	10.6
22	8,913	67.6	18.8	3.1	10.5	121,034	63.5	21.5	4.1	10.9
23	9,270	68.2	16.9	4.2	10.7	127,500	66.5	17.3	5.2	11.0
24	9,748	68.4	15.8	5.0	10.8	133,347	63.1	18.3	5.7	12.9
25	10,739	65.0	17.0	3.9	14.1	138,052	60.5	18.5	4.9	16.1
26	11,691	65.4	18.6	2.9	13.1	134,888	64.3	18.6	4.2	12.9

出所) 三井物産会社各期「事業報告書」物産614,615、一部を「三井物産株式会社沿革史料」で補充。

注) 1. 総販売トン数、総販売金額の内訳は、各々全体にたいする割合パーセントである。

(単位：千トン，パーセント)

北海道炭	本 土 炭				海 外 領 土 炭				全国出炭 合 計
	常 磐	元 山	紀 州 八重山	本土計	台 湾	朝 鮮	樺 太	海外計	
1,891	1,828	733	90	2,651	230	115	7	352	18,801
54	—	—	—	—	85	—	—	85	5,227
2.9	—	—	—	—	36.9	—	—	24.1	27.8
2,057	1,978	535	100	2,613	376	130	8	514	20,310
1,176	—	—	—	—	91	—	—	91	7,966
57.2	—	—	—	—	24.2	—	—	17.7	39.2
2,500	2,069	600	110	2,779	293	145	10	448	20,983
1,598	—	—	—	—	109	—	—	109	8,262
63.9	—	—	—	—	37.2	—	—	24.3	39.4
2,349	2,040	546	108	2,694	312	214	12	538	19,090
1,726	15	—	—	15	114	—	—	114	7,601
73.5	0.7	—	—	0.6	36.5	—	—	21.3	40.0
2,792	2,127	868	124	3,119	397	220	46	663	21,650
2,077	121	—	7	128	140	—	—	140	8,603
74.4	5.7	—	5.6	4.1	35.3	—	—	21.1	39.7
3,387	2,324	1,159	74	3,557	619	200	47	866	24,796
2,473	148	40	23	211	148	—	16	164	10,020
73.0	6.4	3.5	31.1	5.9	23.9	—	34.0	18.9	40.4

石炭販売プール制の成立とその経過（松元）

第6表 三井物産関係炭の地位ならびに占有率（1912～17）

地域別 年次		九州炭								
		筑五 豊郡	製鉄所	粕屋郡	三池	杵島	唐津	肥前	天草	九州計
1912年	全体	8,677	401	467	1,807	303	1,012	1,145	95	13,907
	物産	2,739	—	19	1,807	303	85	135	—	5,088
	%	31.6	—	4.1	100.0	100.0	8.4	11.8	—	36.6
13年	全体	9,551	433	454	1,903	327	1,061	1,296	101	15,126
	物産	3,880	—	37	1,903	327	93	459	—	6,699
	%	40.6	—	8.2	100.0	100.0	8.8	35.4	—	44.3
14年	全体	9,473	491	529	1,752	351	1,049	1,531	80	15,256
	物産	3,831	—	12	1,752	351	133	476	—	6,555
	%	40.4	—	2.3	100.0	100.0	12.7	31.1	—	43.0
15年	全体	8,015	484	655	1,453	404	987	1,433	78	13,509
	物産	3,166	—	117	1,453	404	158	448	—	5,746
	%	39.5	—	17.9	100.0	100.0	16.0	31.3	—	42.6
16年	全体	9,031	502	840	1,612	520	1,139	1,336	96	15,076
	物産	3,412	—	139	1,612	520	160	415	—	6,258
	%	37.8	—	16.5	100.0	100.0	14.0	31.1	—	41.5
17年	全体	10,230	536	1,085	1,630	557	1,249	1,606	93	16,986
	物産	4,022	—	198	1,630	557	212	553	—	7,172
	%	39.3	—	18.2	100.0	100.0	17.0	34.4	—	42.2

出所) 「大正7年6月支店長打合せ提出諸表」物産339。

注) 1. 区分は、三井物産石炭部総務掛作成の原表にしたがった。

第7表 九州炭積出における三井物産の地位 (1911~26)

(単位：千トン、パーセント)

年次	国内向け			海外向け			合計		
	a 物産	a/b	b 全体	c 物産	c/d	d 全体	e 物産	e/f	f 全体
1911	(1,880)	32.0	(5,869)	2,598	65.5	3,966	(4,478)	45.5	(9,835)
12	(2,288)	33.4	(6,856)	2,807	62.8	4,471	(5,096)	45.0	(11,328)
13	3,531	36.7	9,615	3,063	61.3	5,000	6,594	45.1	14,615
14	3,529	36.3	9,721	2,593	61.1	4,243	6,122	43.8	13,964
15	3,616	35.2	10,272	2,213	65.5	3,379	5,829	42.7	13,651
16	4,076	33.0	12,345	2,277	63.1	3,606	6,353	39.8	15,951
17	4,541	32.8	13,825	2,180	64.6	3,374	6,721	39.1	17,199
18	4,352	30.3	14,352	1,538	60.7	2,535	5,890	34.9	16,887
19	4,527	29.6	15,301	1,452	60.3	2,406	5,979	33.8	17,707
20	3,509	24.9	14,108	1,622	57.7	2,809	5,131	30.3	16,917
21	3,030	22.2	13,672	1,431	52.3	2,736	4,461	27.2	16,408
22	3,287	22.0	14,921	1,360	58.3	2,334	4,647	26.9	17,255
23	3,376	22.4	15,059	1,233	60.5	2,037	4,609	27.0	17,096
24	3,387	21.4	15,798	1,180	54.3	2,174	4,568	25.4	17,973
25	3,387	21.7	15,604	1,295	45.4	2,853	4,683	25.4	18,458
26	3,893	23.2	16,758	1,621	53.6	3,023	5,514	27.9	19,781

出所) 1911・12年：「大正2石炭会議参考諸表」(三井物産)。 1913年：「大正7年6月門司石炭支部支店長会議資料」物産338。
 1914~20年：「大正10年6月支店長会議石炭部報告」物産348。
 1921~26年：「昭和2年石炭統計年鑑」(三井物産)。

- 注) 1. 国内向けには内船炭料を、海外向けには外船炭料を含む。
 2. 1911・12年の国内向けには地売り、坑所渡し分が含まれていない。
 3. 国内向けには台湾・朝鮮向けを含む。

みておこう。

まず、三井物産の取扱商品中、石炭の占める地位を第4表で確認しておこう。三井物産の総合商社への発展が、石炭をその基軸商品の一つとしていた事情は、量的にみる限り日露戦後から第一次大戦期にかけても変わっていない。石炭の取扱いは高は、著増する総取扱いは高の一〇〜一五パーセント程度を占め、常に取扱いは高上位四位以内であった。つぎに、第5表から、三井物産石炭取扱いの販売地域別をみよう。国内販売と輸出販売とに注目すると、第一次大戦期以降国内販売が取扱ひ数量、金額ともに輸出を上回るといふ変化を窺うことができる。とくに取扱ひ数量からみれば、すでに早い時期に国内販売が過半を占めていたことは明らかであろう。

つづいて、第6表から三井物産石炭販売の全国的地位を、出炭高に占める三井物産関係炭（三井物産へ販売を委託している炭礦の出炭高合計）の割合からみておこう。出炭高からみた筑豊炭の全国的地位の高さも明らかであろう。北海道炭の占有率は、一九一三年（大正二）三月一七日、三井物産と北海道炭礦汽船との間の一手販売契約成立によって一挙に高まっている。

それでは筑豊炭販売における三井物産の地位はどうであったか。第7表は、判明する時期について九州炭全体の積出における三井物産取扱ひ量をみたものである。三井物産の九州炭取扱ひにおいて、国内向けの主要炭は筑豊炭で、海外向けの主要炭が三池炭であると考えてよい。三井物産の九州炭海外向け占有率は圧倒的に高く、それにくらべて、国内向け占有率は格段に低い。だが、絶対量で比較すれば、すでにこのプール制実施の段階では、国内向けが海外向けをはるかに上回っている。そして、プール制解散以後、国内向けは量、占有率ともに漸減していくことがわかる。その間、海外向けは急減し、両者合わせて三井物産の九州炭取扱ひ量と占有率とはともに、プール制実施時期をピークに以降の低落を確認できるであろう。

第8表 三井物産石炭取扱い高炭種別推移—その1 (トン数)— (1916~26)

(単位：千トン、パーセント)

年次	炭種 筑豊粕 屋炭	三池炭	北海道 炭	肥前唐 津炭	杵島炭	常磐炭	台湾炭	その他	国内炭 小計	撫順炭	鴻基炭	その他	国外炭 小計	コーク ス	合 計
1916	3,638 38.6	1,784 18.9	1,553 16.5	631 6.7	521 5.5	—	137 1.5	201 2.2	8,465 89.9	581 6.2	215 2.3	61 0.6	857 9.1	94 1.0	9,416 100
17	3,954 39.6	1,438 14.4	2,067 20.7	622 6.2	512 5.1	160 1.6	209 2.1	121 1.2	9,083 90.9	534 5.3	157 1.6	127 1.3	818 8.2	91 0.9	9,992 100
18	3,580 38.6	1,277 13.8	1,832 19.7	678 7.3	483 5.2	314 3.4	269 2.9	85 0.8	8,518 91.7	368 4.0	131 1.4	186 2.0	685 7.4	83 0.9	9,286 100
19	3,370 35.2	1,291 13.5	1,795 18.8	651 6.8	548 5.7	364 3.8	465 4.9	164 1.7	8,648 90.4	330 3.5	163 1.7	345 3.6	838 8.8	77 0.8	9,563 100
20	2,819 29.1	1,353 14.0	1,997 20.6	557 5.8	423 4.4	390 4.0	778 8.0	277 2.8	8,594 88.7	320 3.3	239 2.5	437 4.5	996 10.3	94 1.0	9,684 100
21	2,228 27.9	1,082 13.6	1,531 19.2	482 6.0	437 5.5	349 4.4	649 8.1	162 2.0	6,920 86.7	439 5.5	229 2.9	344 4.3	1,012 12.7	51 0.6	7,983 100
22	2,250 25.4	1,322 14.9	1,784 20.1	495 5.6	486 5.5	333 3.8	843 9.5	133 1.4	7,646 86.2	770 8.7	246 2.8	150 1.7	1,166 13.2	54 0.6	8,866 100
23	2,324 25.1	1,320 14.2	1,893 20.4	438 4.7	356 3.8	337 3.6	823 8.9	140 1.7	7,631 82.4	1,098 11.9	256 2.8	194 2.0	1,548 16.7	86 0.9	9,265 100
24	2,393 24.6	1,301 13.4	2,072 21.3	502 5.2	400 4.1	355 3.6	841 8.6	139 1.3	8,003 82.1	1,133 11.6	227 2.3	298 3.1	1,658 17.0	82 0.9	9,743 100
25	2,609 24.3	1,377 12.8	2,244 20.9	547 5.1	355 3.3	227 2.1	1,043 9.7	139 1.4	8,541 79.6	1,623 15.1	220 2.0	282 2.7	2,125 19.8	69 0.6	10,735 100
26	2,708 23.2	1,711 14.6	2,549 21.8	578 4.9	304 2.2	304 2.6	1,184 10.1	165 1.6	9,460 81.0	1,711 14.6	212 1.8	221 1.9	2,144 18.3	82 0.7	11,686 100

出所) 「昭和2年石炭統計年鑑」(三井物産)。

- 注) 1. 千トン未満切捨て。
 2. 年度は三井物産決算年度(前年11月~当年10月)による。
 3. 炭種の区分、国内・国外の区分は原資料のままである。
 4. 下段のイタリック数値は合計にたいする割合パーセント。

第8表 三井物産石炭採掘高炭種別推移—その2 (金額) — (1916~26)

(単位：千円、パーセント)

炭種	年次	筑豊粘 屋炭	三池炭	北海道 炭	肥前唐 津炭	杵島炭	常磐炭	台湾炭	その他	国内炭 小計	撫順炭	鴻基炭	その他	国外炭 小計	コーク ス	合計
1916		21,949 34.7	13,219 20.9	10,888 17.2	3,806 6.0	2,744 4.3	—	894 1.4	1,013 1.8	54,513 86.3	4,831 7.6	2,004 3.2	656 1.1	7,491 11.9	1,179 1.8	63,183 100
17		34,318 35.4	18,350 18.9	15,624 16.1	6,189 6.4	5,252 5.4	1,355 1.4	2,508 2.6	1,446 1.4	85,042 87.6	6,233 6.4	2,173 2.2	2,175 2.3	10,581 10.9	1,449 1.5	97,072 100
18		51,382 34.5	29,365 19.7	22,781 15.3	12,617 8.5	8,779 5.9	3,534 2.4	3,855 2.6	1,229 0.6	133,542 89.5	6,134 4.1	3,799 2.5	3,609 2.5	13,542 9.1	2,053 1.4	149,137 100
19		63,258 32.3	35,665 18.2	32,398 16.5	15,293 7.8	13,016 6.6	4,306 2.2	9,122 4.7	2,991 1.5	176,049 89.8	5,612 2.9	5,087 2.6	7,139 3.6	17,838 9.1	2,223 1.1	196,110 100
20		61,112 29.1	35,235 16.8	40,276 19.2	12,281 5.8	9,370 4.5	5,195 2.5	14,916 7.1	6,474 3.0	184,859 88.0	5,809 2.8	6,348 3.0	10,114 4.8	22,271 10.6	2,901 1.4	210,031 100
21		36,499 26.5	24,566 17.9	25,669 18.7	7,302 5.3	6,579 4.8	3,707 2.7	10,286 7.5	2,290 1.6	116,898 85.0	7,448 5.4	4,702 3.4	7,070 5.2	19,220 14.0	1,466 1.0	137,584 100
22		27,999 23.1	20,100 16.6	24,348 20.1	6,560 5.4	6,245 5.2	3,220 2.7	10,967 9.1	1,766 1.4	101,205 83.6	11,237 9.3	4,499 3.7	2,739 2.3	18,475 15.3	1,350 1.1	121,030 100
23		28,951 22.7	18,283 14.3	28,530 22.4	5,517 4.3	4,805 3.8	4,173 3.3	10,338 8.1	1,945 1.5	102,542 80.4	15,604 12.2	4,532 3.6	2,964 2.3	23,100 18.1	1,850 1.5	127,492 100
24		27,529 20.6	19,257 14.4	30,922 23.2	6,382 4.8	4,750 3.6	3,775 2.8	10,832 8.1	2,165 1.7	105,612 79.2	17,222 12.9	4,354 3.3	4,264 3.3	25,840 19.4	1,889 1.4	133,341 100
25		28,327 20.5	18,729 13.6	31,484 22.8	6,406 4.6	4,127 3.0	1,843 1.3	11,933 8.6	1,803 1.4	104,652 75.8	23,455 17.0	4,309 3.1	4,650 2.9	31,814 23.0	1,580 1.2	138,046 100
26		27,496 20.4	19,647 14.6	33,614 24.9	6,174 4.6	2,830 2.1	2,294 1.7	12,210 9.0	1,956 1.4	106,221 78.7	20,179 15.0	3,917 2.9	2,777 2.0	26,873 19.9	1,790 1.4	134,884 100

出所) 「昭和2年石炭統計年鑑」(三井物産)。

- 注) 1. 千円未満切捨て。
 2. 年度は三井物産決算年度(前年11月~当年10月)による。
 3. 炭種の区分, 国内・国外の区分は原資料のままである。
 4. 下段のイタリック数値は合計にたいする割合パーセント。

第9表 1912年中九州炭内外送荷ならびに内外汽船焚料一覧表

(単位：トン，パーセント)

積出港	取扱い店	国内荷物	海外荷物	内船焚料	外船焚料	合計	割合	積出港別割合
若門両港	三井	1,457,721	739,130	119,272	294,298	2,610,421	34.7	
	三菱	896,926	343,696	148,053	94,537	1,483,212	19.7	
	安川	513,138	54,868	1,814	29,402	599,222	8.0	
	古河	286,607	75,538	36,354	8,824	407,323	5.4	
	佐藤	275,618	90,365	25,249	3,190	394,422	5.2	
	松川	139,784	120,337	656	23,304	284,081	3.8	
	伊藤	45,035	34,734	2,152	3,487	85,408	1.1	
	横浜石炭	3,282	3,104	7,780	39,368	53,534	0.7	
	宮崎	316	—	—	23,447	23,763	0.3	
其他	1,292,213	144,937	138,686	12,796	1,588,632	21.1		
	合計	4,910,640	1,606,709	480,016	532,653	7,530,018	100	66.7
唐	三井	15,389	59,940	12,948	26,457	114,734	12.8	
	三菱	291,430	237,775	34,803	28,916	592,924	66.1	
	其他	85,259	62,920	13,234	27,610	189,023	21.1	

石炭販売プールの成立とその経過 (松元)

津		合計	392,078	360,635	60,985	82,983	896,681	100	7.9
三口ノ池津		三井	369,857	1,001,973	112,289	256,784	1,740,903	100	15.4
住ノ江		三井	94,179	68,541	2,257	2,507	167,484	100	1.5
長崎方面	松島 伊万里 佐々口戸多 江崎博	三井	49,766	124,129	20,460	233,783	428,138	49.4	
		三菱	78,301	22,500	45,508	145,648	291,957	33.6	
		其他	19,522	20,854	94,850	11,933	147,159	17.0	
		合計	147,589	167,483	160,818	391,364	867,254	100	7.7
宇ノ島		共同石炭	91,710	—	—	—	91,710	100	0.8
総計			6,006,053	3,205,341	816,365	1,266,291	11,294,050		100
総計ニ対シ 内外荷物及内外船燃料別%			53.2	28.4	7.2	11.2	100		
三井扱い計			1,986,912	1,993,713	267,226	813,829	5,061,680		
内外荷物及内外船燃料別 三井ノ%			33.1	62.2	32.7	64.3	44.8		

出所) 「大正2年石炭会議参考諸表」(三井物産)。

注) 地売り・坑所渡し分を含まない。

第8表は、三井物産販売炭を炭種別にみたものである。これも今のところ一九一六年（大正五）以降についてしか判明しない。この第8表から、筑豊粕屋炭（原資料上筑豊五郡と粕屋郡との炭が区分されていない）と三池炭との漸減、その減少分を北海道炭と撫順炭等の輸入炭との増加分で埋めるといふ傾向が続く取れるであろう。

一九一二年（大正元）の一年限りであるが、積出港毎に九州炭の内外送荷、内外船焚料を取扱い商店別で集計した一覧が第9表である。若門両港積出分がほぼ筑豊炭であるとみてよい。この第8表から、つぎの諸点が明らかになる。

(1) 若門両港積出の筑豊炭について、約三五パーセントが三井物産の扱いであるが、三池・ロノ津港積出の三池炭や長崎方面積出の肥前炭における三井物産の高い占有度が増加すると、九州炭全体についての三井物産扱いは約四五パーセントに達する。すなわち、三井物産にとって、筑豊炭の占有率は、比較的、低いのである。(2) 三井物産の筑豊炭販売は、国内向け（荷物と内船焚料）が多く、約六〇パーセントを占める（三池炭のそれは約二八パーセントで対照的）。ただし、他方筑豊炭全体について、三菱など他社を含む国内向けは約七二パーセントで三井物産の割合より高く、海外向け（荷物と外船焚料）の約二二四万トンのうち約四八パーセントは三井物産の扱いであることをみると、三井物産が海外販売に圧倒的強みをもっていることを示す。(3) 他社とくに三菱と比較すると、(1)の事情がそのまま三井物産と三菱との関係にあてはまり、筑豊炭販売における両者の格差は縮まる。とくに、国内向けでは三井物産（占有率約二九パーセント）と三菱（同約一九パーセント）との差はさらにせばまり、安川（同約九・五パーセント）らの動向によっては、三井物産の地位は必ずしも安泰ではなかったであろう。

以上、各表によって明らかにしてきたことをもとに、さしあたりの結論をまとめよう。プール制の実施は、三井物産が従来の一手販売契約の継続を基礎に、各坑主別の石炭を自社炭同様に一括販売することを可能にした。すなわち、従来の一手販売契約は石炭の販売量を排他的に確保する条件であっても、販売条件は各個別坑主毎の折衝で決まり、三井

物産にとって量の増加は必ずしもそのまま、委託坑主間の同一条件による一括販売量の増加を意味しなかったからである。石炭需要が常に増大していく段階においては、一手販売契約による量の確保こそ三井物産が石炭販売を順調に拡大する条件であったに違いない。ところが日露戦後の一九〇〇年代後半において、出炭量が大幅に増え、さらに需要の停滞で炭価が低迷すると、量の確保を規模の経済に結びつけるために販売条件の改善が必要となったのである。国内市場を主対象とした筑豊炭販売において、三井物産の地位は、海外販売ほど他に隔絶したものではなく、むしろ炭況の悪化のなかで販売条件の改善・強化によって石炭独占間における主導権を維持する必要があったと考えられる。一九一一年（明治四四）はこのような時期に当る。総合商社が主導権を握った一種独得のカルテル共販組織である筑豊炭プール制の実施は、それを核に三井物産が、蔵内炭（筑豊峰地炭礦）・北海道炭礦汽船炭などの一手販売を引受け、石炭販売量をさらに増やすことを可能とし、石炭販売国内市場における三井物産の独占的地位を強めることになったのである。

このような意味をもって発足したプール制は、実施後六年足らずで破綻した。第一次大戦による好況が炭価の急騰をもたらしただからである。だが、それは財閥独占の破綻をいみするものではない。商品流通独占と金融独占とを支配の挺子にした財閥の産業独占は、以後ますます／＼拡大していく。プール制の推移は、日清戦後初期独占の性格を強く残しながら早熟的に成立した財閥独占が、その内実を構築していく過程の一断面を示すものである。この時期、財閥独占は、初期独占の性格を完全に脱皮しつつも、初期独占からの断絶のない歴史過程に規定されて、強い前期性を打刻された独特の独占体の構築を完了する。

一方で、貝島鉱業など筑豊における地場資本の自立は、財閥独占を打破るものではなかった。むしろそれは、貝島の場合にみるように、持株会社の設立、事業基盤の多角化など地場資本の財閥化過程を基礎にしていたのである。こうして、貝島、麻生らも財閥独占を構成する一員に上昇し、全国的出炭統制のために、財閥によって主導された生産カルテ

ル組織石炭鉱業連合会が、一九二二年（大正一〇）一〇月成立をみた。この全国的生産カルテルの結成を前提に、三井物産の主導によって全国的規模の石炭販売カルテルが組織されることになる。一九二四年（大正一三）一二月の五社協定（三井物産・三菱・安川・古河・貝島）の成立、甲子会の発足がこれである。この甲子会はやがて、昭和恐慌の最中の一九三二（昭和七）一月に設立される石炭共販会社、昭和石炭株式会社へとつながり、カルテルの強化がすすむ。

(1) 貝島は、一九一九年（大正八）貝島商業株式会社の設立と同時に、資本金一〇〇〇万円で持株会社貝島合名会社を設立し、事業の本格的多角化に備えている（前掲「貝島会社年表草案」一五一ページ）。麻生は、一九一八年（大正七）六月、株式会社麻生商店（資本金五〇〇万円）へ改組されている（麻生セメント株式会社『麻生百年史』年表一七ページ）。

(一九七七・一〇・二)